



第435号 「がんばろう、日本！」 国民協議会 機関紙

発行所「がんばろう、日本！」 国民協議会 発行人 戸田政康 編集人 石津美知子 http://www.ganbarou-nippon.ne.jp

1部 300円 定期購読 半年2,000円 一年3,500円

今号の紙面 2面 一灯照輝(地方議員のコラム) 3-7面 報告「持続可能な地域づくり」 7-9面 第八回大会第一回総会

反立憲・非立憲にストップを。当事者性で考え続ける―凡庸の善の「共有地」を耕そう。

反立憲・非立憲の政権運営を止める

安保法案は7月15日、衆議院特別委員会で採決が強行され、16日には本会議で可決、参議院へ送られた。手続上は60日ルールによって、衆議院の三分の二をもって再議決が可能となる。しかし再議決のハードルは一段と高くなっている。

政府与党は「採決を強行しても、連休をはさめば空気が和らぐ」としていたが、15日から17日の国会前抗議行動は10万人、6万人、11万人(主催者)にのぼり、三連休中も全国各地で多彩な抗議行動が繰り広げられた。7月26日にはママと子どもたちが、31日には学者の会と学生団体(SAIDS)の共同行動が、8月2日には高校生のデモが予定されるなど、世論は「和らぐ」「どうするか、むしろ世論(ワロン)から輿論(ヨロン)へと確実に深化しつつある。

潮目が変わった契機のひとつは、六月四日の衆議院憲法審査会。与党が推薦した憲法学者も含め、三人の憲法学者全員がこの法案について「違憲だ」と述べた。これに与党政治家が「学者に何が分かる」「憲法九条の字面に拘泥して、安全保障ができるのか」と「反論」、論点

のなかで『違憲とは憲法に違反することをいうにすぎないが、非立憲とは立憲主義の精神に違反することをいう。違憲はもとより非立憲であるが、しかしながら、違憲ではなくとも非立憲であるという場合があり得るのである。しかればいよいよも政治家たる者は違憲と非立憲との区別を心得て、その行動の、ただに違憲ならざるのみならず、非立憲ならざるようにせねばならない』と述べて、『立憲的政治家たらんとする者は、実はこの点を注意せねばならぬ』と警告しておられます。

この指摘をうけていえば、現政権の全体的な政権運営の特徴として、ナチュラリに非立憲的な振る舞いをしてしまつ傾向をあげることが出来ます。『安倍首相は選挙で大勝して、その『地位』は磐石ですが『地位』は重層的な統治システムの一部ではないのです。統治システムは、一般に『権限』『責任』『地位』『コントロール』と四層構えの層をなしています。民主的に選ばれた』というのとは地位の問題であって、地位が磐石でも、あらゆる権限が与えられるわけではありませぬし、国会や国民に対する責任を免除されるわけでもありません。コントロール

「これは、『凡庸の善』と『凡庸の悪』との立体的な言論空間が初めて日本で始まった、ということ。これが今まで一度もなかったんだから、立憲主義ということも、言葉としても知らなかったのも不思議ではないです。『凡庸の善』というのは、ハナ・アレントがユダヤ人虐殺の罪に問われたナチス幹部・アイヒマンの裁判を総括して言ったことです。彼は『世紀の大悪人』ではなく『命令に従っただけ』の凡庸な小役人にすぎ

てもらう』(磯崎陽輔・首相補佐官) ための改憲論なく、権力の目的外使用も目立ちます。本来の目的以外の他事考慮あるいは不法な動機による権力行使を権力の『濫用』と呼びますが、それが違憲・違法であることは公法学の常識。これもまた『非立憲』と評価される所以です。それまで多くの人が漠然と不安に感じていたことが、言葉と論理として表出され始めた。だからこそ、「なんか自覚、感じ悪いよね」という感性の共有をベースに、立憲主義とか国民主権、民主主義のイノベーションといった理屈が、教科書風の暗記ものではなく、実生活の行動原理として実体化されつつある。たごえ法案が成立したとしても、もはやこのうねりは止められない。

『これは、『凡庸の善』と『凡庸の悪』との立体的な言論空間が初めて日本で始まった、ということ。これが今まで一度もなかったんだから、立憲主義ということも、言葉としても知らなかったのも不思議ではないです。『凡庸の善』というのは、ハナ・アレントがユダヤ人虐殺の罪に問われたナチス幹部・アイヒマンの裁判を総括して言ったことです。彼は『世紀の大悪人』ではなく『命令に従っただけ』の凡庸な小役人にすぎ

「これは、『凡庸の善』と『凡庸の悪』との立体的な言論空間が初めて日本で始まった、ということ。これが今まで一度もなかったんだから、立憲主義ということも、言葉としても知らなかったのも不思議ではないです。『凡庸の善』というのは、ハナ・アレントがユダヤ人虐殺の罪に問われたナチス幹部・アイヒマンの裁判を総括して言ったことです。彼は『世紀の大悪人』ではなく『命令に従っただけ』の凡庸な小役人にすぎ

る、だがどこでどう責任を負っているのが、まったくわからない。大きな無責任の構造であり、それを支える大量の「凡庸の悪」(指示に従っただけ)という思考停止だ。 3二は、その行き着く先を否応なく見せつけたはずだ。そして、それまでの小さな伏流水が次第に可視化されてきた。あるいは「空虚な選挙」といわれた昨年末の総選挙では、「政治不信」というある種のキャンペーンで無力さを刷り込まれた「私たち」のなかで、「私」が変わることで「私たち」が変わる、という小さな羽音が確実に始まった。(いとうせいこう)「一羽の鳥について(あらゆる選挙によせつ)」http://polias.jp/features/3/article/213

「私が私たりうるために」 社会と向き合い考え続け、そうやって意思を持った「私」たちが、「私たち」を再構築する。地域やコミュニティもまた、そうした「私たち」によって再発見され、または新たに紡ぎだされていく。このような当事者性と関係性の相互連関のうねりが、右肩上がりの制度の外側に、多様な形態で加速的に広がりはじめている。

「戦前も『公』の空間でこそ神道式の儀礼と天皇崇拜を求められたものの、『私』の空間では、ひとまず臣民の権利が保障されていました。治安維持法に触れない限り、何を信じ、何を考えてもよかったです。しかし、一九三五年前後に、『公』と『私』の境界線が決壊しました。決定的な事件が八〇年前の天皇機関説事件と国体明徴運動です。『中国大陸での危機を理由に』『私』の自由が奪われる、生命や生活も奪われる……。ここから『亡国』までの展開は、たった一〇年のことでした(石川教授 前出)

「戦前も『公』の空間でこそ神道式の儀礼と天皇崇拜を求められたものの、『私』の空間では、ひとまず臣民の権利が保障されていました。治安維持法に触れない限り、何を信じ、何を考えてもよかったです。しかし、一九三五年前後に、『公』と『私』の境界線が決壊しました。決定的な事件が八〇年前の天皇機関説事件と国体明徴運動です。『中国大陸での危機を理由に』『私』の自由が奪われる、生命や生活も奪われる……。ここから『亡国』までの展開は、たった一〇年のことでした(石川教授 前出)

「戦前も『公』の空間でこそ神道式の儀礼と天皇崇拜を求められたものの、『私』の空間では、ひとまず臣民の権利が保障されていました。治安維持法に触れない限り、何を信じ、何を考えてもよかったです。しかし、一九三五年前後に、『公』と『私』の境界線が決壊しました。決定的な事件が八〇年前の天皇機関説事件と国体明徴運動です。『中国大陸での危機を理由に』『私』の自由が奪われる、生命や生活も奪われる……。ここから『亡国』までの展開は、たった一〇年のことでした(石川教授 前出)

当事者性で考え続ける―凡庸の善の公共空間を強化し続けるために

「これは、『凡庸の善』と『凡庸の悪』との立体的な言論空間が初めて日本で始まった、ということ。これが今まで一度もなかったんだから、立憲主義ということも、言葉としても知らなかったのも不思議ではないです。『凡庸の善』というのは、ハナ・アレントがユダヤ人虐殺の罪に問われたナチス幹部・アイヒマンの裁判を総括して言ったことです。彼は『世紀の大悪人』ではなく『命令に従っただけ』の凡庸な小役人にすぎ

「これは、『凡庸の善』と『凡庸の悪』との立体的な言論空間が初めて日本で始まった、ということ。これが今まで一度もなかったんだから、立憲主義ということも、言葉としても知らなかったのも不思議ではないです。『凡庸の善』というのは、ハナ・アレントがユダヤ人虐殺の罪に問われたナチス幹部・アイヒマンの裁判を総括して言ったことです。彼は『世紀の大悪人』ではなく『命令に従っただけ』の凡庸な小役人にすぎ

一灯照隅 第一〇八回

ひろげる・かためる・つなげる！
〜2015統一地方選挙を通して〜

真田敦史（宇治市議会議員・会員）

はじめに

今年の4月に行われた統一地方選挙、特に前半戦の京都府・京都市議選では、民主党にとっては本当に厳しい結果となりました。

私の選挙区、京都府議選（宇治市・久世郡）では定数5人に6人（現職4人・新人2人）が立候補する構図、後半戦の宇治市統一地方選挙に勢いをつけるためにも、1,000票の獲得にむけた取り組みを組織的に展開していきましたが、正直、見通しが甘かった。

12,538票、6人中2位当選、結果としては十分とはいえませんが、票の分析を見ると、宇治市では約11,000票しか獲得できていない。

この状況は、現職3人・新人4人を擁立し、統一地方選挙に挑み、全員当選を目指す者にとっては大きな衝撃でした。

このままでは惨敗する可能性があり得るため、大幅な選挙戦術を見直す必要性に迫られました。

市議会議員選挙について

定数28人に立候補40人（現職20人・元職1人・新人19人）党派別は、民主党7人・共産党7人・自民党6人・公明党5人・維新の党1人・無所属14人が争い、12人が落選するという大変厳しい選挙戦。他候補と、どう差別化していくかがポイントになると考え、大きく3つの方針を掲げ戦略を練っていきま

ポイント① ひろげる、選挙

今回、インターネット選挙解禁になってはじめての統一地方選挙、支持を「ひろげる」ために、ブログ・Facebook・LINEを最大限に活用しました。

特に子育て世代には、今までの選挙戦術、電話作戦やリーフレット、ハガキの効果が薄く、選挙情報はSNSで獲得している傾向が見られ、関係性の濃い交友関係からの情報や発信に対して信頼性が高い特徴がありました。

主な取り組み内容は以下の通りです。
・ブログ 一日の終り選挙総括として、記事を毎日更新。出来事や詳しい政策の内容、今後の日程等を記載し、アクセス・訪問者数の推移を分析。

・Facebook 動画、写真、候補者の現在の状況等を頻りにアップ。アップした内容を拡散やシェアなど支援者に要請。

・LINE それぞれのLINEグループにブログやFacebookの拡散を要請。投票依頼などもそれぞれのグループで展開。同年代（子育て世代）の支持拡大や情報共有に有効活用。

ポイント② かためる、選挙

反対に地域の団塊世代に対しては、徹底して票を「かためる」ことに全力を注ぎました。

街宣車にはほとんど乗らず、徹底的に地域を歩き、有権者のコミュニケーションに重点を置く戦術を展開したことで、選挙期間中に約500人の方達と

ポイント③ つなげる、選挙

会ったことができました。特に、支援者の多い地域に何

度も訪れ、宇治市の現状と課題、自分が掲げている政策を丁寧に説明し、市議会議員として、もう一度動きたい思いを伝え続けました。

主な取り組み内容は以下の通りです。
・重点地域街宣計画 重点地域を絞り込み、7日間のうち5日は重点地域で活動。残りの2日は、その他の地域を街宣。

・桃太郎作戦計画 初日と最終日に桃太郎作戦を実施、約40キロを歩破。50人程のボランティア協力があり、有権者へのインパクト大。

・演説会十街宣十電話作戦計画 一日一会場で演説会を実施。翌日に演説会場・来場者周辺を街宣。候補者本人が街宣終了後、有権者に電話し支援を要請。

ポイント④ ひろげる、選挙

様々な選挙の経験を通して、ある特定の者だけで情報共有し、選挙を展開していることが、関心を持ってもらえない要因のひとつだと感じていました。

関心を持ってもらえないか、共有体験をする中で仲間意識が高められるか、「つなげる」選挙に取り組むことが重要だと考えました。
主な取り組み内容は以下の通りです。
・重点地域担当者指名 重点地域の責任者・役割を明確にし、演説会の動員や電話作戦などを

依頼。

・1週間の実施選挙計画を事前に提示 街宣計画・演説会日程計画・電話作戦計画・朝夕立ち計画等、実施計画の全て、ねらい、目的を事前に提示。計画実施に向けて段取りがスムーズに。

・短時間ボランティアの受け入れ 桃太郎作戦のルートにSNS等で提示し、短時間参加を可能に。30分・1時間だけの手伝い、街宣車ウグイス体験等のボランティアの受け入れ。自分の都合に合わせて参加できる環境に。

・重点地域街宣計画 重点地域を絞り込み、7日間のうち5日は重点地域で活動。残りの2日は、その他の地域を街宣。

終わりに

結果は、獲得票数25.5%。多くの協力があり、トップ当選を果たすことができました。しかし、今回実施した選挙計画には、まだまだ改善しなくてはならない課題がたくさんあります。

特に投票率は42・22%、前回と比べて0・1%しかあがっていない、獲得票数は前回より130票減らしていること等、もっと緻密な分析と戦略が必要だと考えています。

今回の選挙を通して、日常の活動・積み重ねがいかに重要かあらためて実感しました。

自分が目指す政策目標を実現していくには、もっと人とのつながりを大切にし、コミュニケーションの質を高める努力をしなければいけません。

宇治市が何を考え、どうしていきたいのか、何故この施策が必要なのか等、丁寧に話し説明していくこと以外、市民がまちづくりに関心や興味を持つことは難しい。

そのきっかけを、市民と行政をつないでいくことが自分自身の、市議会議員の大きな役割だと考えています。

持続可能な地域づくりへ向けて

中小企業家同友会全国協議会・第47回定時総会「岩手」

7月9〜10日、盛岡市に1,000名を超える全国の中小企業家が集まり、中小企業家同友会全国協議会（以下「中同協」）第47回定時総会が開催された。

全体会の冒頭、鋤柄修・中同協会長は「中同協が独自に行ってきた最新の景況分析では、企業の規模の大小や業種の違いにかかわらず、それぞれの規模、業種

の中でも明らかな格差が生まれつつある。中小企業憲章や中小企業振興基本条例の推進運動で、主役であるという自覚を持つことが地域でのリーダーシップにつながっている。エネルギーシフトを正式に方針にかけ、あらためて中小企業家エネルギー宣言（案）『学習元年とする』と、基本方針が示された。

今回の定時総会スローガンは、「人を生かし、企業を養え、持続可能な地域をつくらう」。エネルギーシフトで自主的・平和的な日本の未来を」と

エネルギーシフトは、単に一次エネルギーを化石燃料や原子力から、自然エネルギーへ転換するということではなく、生活・仕事・交通・住宅などにかかわる熱源や電力・燃料などのエネルギー全般について、徹底した省エネに取り組み、地域暖房やコージェネ（熱電併給）で熱源を有効利用し、再生可能エネルギーによる地域内自給をめざすことで、中小企業の仕事と雇用を生み出し、持続可能で質の高い暮らしと仕事を総合的に地域全体で実現しようというもの（定時総会議案）。

昨年3月、同じ盛岡で行われた「第二回東日本大震災復興シンポジウム」（全国から約300名）を起点に、「エネルギーシフトで仕事づくり、地域づくり」の学習と実践が、各地の同友会で粘り強くすすめられていく（今年3月には、第八回中小企業地球環境問題交流会&第二回東日本大震災復興シンポジウムが宮城で合同開催されている。388名）。

さらに「企業を養え、地域を変え」中長期的なビジョンとして「中小企業の見地から展望する日本経済ビジョン」改訂版（案）が、討議資料として提示され、繰り返し全国の同友会で議論が深められてきた。

『同友会景況調査報告(DOR)』や、同友会によっては地域に根ざした詳細な景況分析が行われており、地域産業界からの注目とともに、行政の政策立案にも取り入れられているという（各地の実践事例から）。経済のグローバル競争の激化のなかで起こる、国内地域経済の構造的・質的変化を、中小企業家自身が調査・分析し、地域経済の自立と産業自治の観点から、日本経済の発展方向を発信していく意義は、ますます大きくなっていく。

六年連続最高会勢（全国同友会会員数44,053名）という中でも驚かされるのは、東日本大震災の大津波で地域経済と共同体への壊滅的打撃を受けた、宮城県南三陸町と岩手県陸前高田市、全企業数に占める同友会の組織率。それぞれ30%前後と全国市区町村別ランクで一位と

四位。これは、変化への対応のなかで最も困難な緊急事態への

対応力（レジリエンス）危機に直面した際の回復力、しなやかな強靱さ）が、どのようにして培われるかということについて、きわめて教訓的である（2013年タボス会議の分析では、主要国のなかでも日本は経済の規模に比べてレジリエンスが極端に低いとされている）。

全体会のあと、四時間わたって十六の分科会で議論されたテーマは（いずれも要約）、「エネルギーシフト」「日本経済ビジョン」「人を生かす経営」「地域経済と平和」「同友会の企業像」「地域雇用と社員教育」「女性部会で学ぶ」「後継者として社員とともに学ぶ」「原発災害からの復興」「中小企業振興基本条例」「中小企業増税に依存しない財政再建」「同友会理念の継承・発展」「情報創造」「同友会運動」「地域づくり（見学）」「共生社会（見学）」と多岐にわたる、時代の転換と構造社会の課題を反映したもの。自立した、一切の補助金を受けない組織であるからこそこのテーマが並ぶ。

第一分科会「エネルギーシフトの学習と実践」のグループ討議で会員が三巡の発言では、「そもそもエネルギーシフトの目的は？」「電気エネルギーや売電にはかり目がいつまでか。地域の外に資金が流れているという視点が重要」「来年の電力小売市場の自由化は、自治体や企業家の意識次第で地域経済に大きな変化をもたらす可能性も」など率直な意見が。（写真下）

欧州視察者からは「国の政策がないところでも、市民が政策をつくる。エネルギーシフトは

地域のお金の流れを変える。乳牛の乳を熱交換しても牛舎の暖房に使える」と報告があった。二日目の全体会では、子育て中の女性に特化した人材派遣会社の女性経営者が「エネルギーシフトは、私たちが地域と企業ですすめているワークシェアリングとも深く関連していることに気づきました。生き方、暮らし方の問題でもあるのですね」と話してくれた。

「経営者の生き様を学ぶ会」（鋤柄会長）でもある中同協は、「東日本大震災から5年目、阪神大震災から20年、そして戦後70年を迎え、自主的・平和的な日本と地域の再生と被災地の復興推進を旨とする」今定時総会の目的をさらに推し進めることを確認した。

（杉原卓治）



□「がんばろう、日本！」国民協議会 第八回大会第一回総会 2015.7.12□

住民自治の力で創る、人間の復興・地域の再生

第八回大会から行動計画へ

はじめに

第八回大会の第一回総会を始めていき
たいと思います。大会で提起された方向
性を、四年後の統一地方選を一つの射程
に入れながら、どのように具体的な活動
計画に落とし込んでいくか、その最初の
一歩になるのが今回の総会です。

三点、提起します。一つは軸をきちん
と定め、共有しようということです。八
回大会ではさまざまなことが語られま
した。相馬市長からは震災の非常にリアル
なお話とともに、二〇二五年の日本を先
取りしたような問題に対する、社会実験
ともいえる取り組みが語られました。ま
た和光市で行われている地域包括ケア
は、都市部におけるコミュニティづくり
の試みともいえます。

真庭市の取り組みは、産業自治と岡田
先生はおっしゃいましたが、産業自治と
かエネルギー自治、あるいは金融自治の
ような、経済の切り口から自治をどうえ
ていくものだと思います。千葉市の様



戸田代表

に、ICTを使った住民参加、住民自治
という意欲的な取り組みもありました。
それから白川さん、隠塚さんからは、住
民参加あるいは住民自治の涵養につな
がる地方議会や選挙への挑戦が語られま
した。

このようにさまざまな切り口がありま
すが、それらに共通する根っこの本質と
は何なのか、そのぶれない軸を持つとい
うことです。今日は稲垣さんにおい
ただきました。農山村の復興の話と
いうことではなく、都市部にも通じる地
域づくりの本質とは何なのか、という点
でお話を伺いたいと思います。

もう一つは、具体的な問題に具体的な
問題として取り組もうということです。
たとえば二〇二五年問題という、団塊
の世代が全員高齢者になる、東京では
四十三万人が介護難民になると言われま
すが、そういう大括りな話では地域は見
えてこない。自分たちの地域の中で具
体的にどういうことが問題になって、ど
うなるかを、現場に即して落とし込ん
でいかなければいけません。

たとえば東京圏で介護難民が四十三万
人と言っても、その時点でまだ人口が増
えている地域もあるわけです。逆に高度
経済成長期の住宅地では、すでに現時点
で限界集落並みの高齢化率になっている
ところもある。そういうことを細かく具
体的に見ていかないと、二〇二五年問題
と云ってわかったつもりになるとい
うことは、ニッチもサッチもいかな

空き家問題も、例えば千代田区の空き
家問題は、バブル期に建てられたワン
ルームマンションです。空家率四割と言
われています。あるいは都市近郊のベッ
ドタウンの地域では、駅から徒歩10分以
上というところから、虫食い状態で空家
になる一方、駅前はまだマンション開発
が進んでいるとか。

そういう具体的な問題をどうやって、ど
うやっており、どうなるかというこ
とをきちんと把握していかないと、議
論する土台も作れない。これによって
二〇一九年の統一地方選のマニフェスト
の中身も全然違ってくるはず。

三点目は、真庭市の例で岡田先生が
おっしゃっていた産業自治という問題。
つまり自治ということ、産業自治とか
エネルギー自治、金融自治といった領域

主権者としての当事者性、主体性

基調（「日本再生」四三四号掲載）の
ポイントから提起していきます。

基調の最初は「住民自治の当事者性と
関係性」人間の復興を掲げて。このこ
のポイントが、「当事者性」です。当事者
性が抜けて関係性を理解しても、コンサ
ルミたいことにはなりません。次は
「ローカル・住民自治を起点として」。地
域と行政区分のようにはしかり
解していないと、ローカル、地域とい
うことが分からないと、「対立と分断では
なく、自治と連帯」というのも枕詞にす
ぎません。

にも拡張していく。早い話、何で稼いで
食っていくかという側面からも考えてい
く必要がある。

島根県の中山間地域研究センターの試
算によると、たとえば島根県では県民所
得と同じくらいのコストを、域外調達して
いる。エネルギーとか食料とか大学の学
費とか、県外に出て行くわけです。そ
の一部でも取り戻すことができれば、地
域の経済は違ってくる。

例えば地元のスーパーの売場場の一角
に地産地消コーナーを作って、地元で
作った商品に少し入れ替えただけで、地
域に戻ってくるお金の量がかなり変わ
る、ということが実証されているわけ
です。

そういうことも含めて、地域で稼いだ
お金を地域にもう一回投資をして、地域
が豊かになるようにしていく。地域内再
投資力といいますが、お金の流れを変え
るといことです。農協も、地域で集め
たお金を都市部の住宅ローンに貸し出す
とか、国債を買う、または海外のファン
ドを買うなんていうことを止めよう。

この三つぐらいの視点で、八回大会で
議論された内容を具体的な活動に落とし
込んで行きたいと思っています。
(以下、戸田代表の問題提起)

対する各地の抗議行動のように、「凡庸
の善」と「凡庸の悪」の攻防が可視化で
きるようになりました。

「当事者性」、「ローカル」、ここがリア
ルに分らないと、主権者運動とか民主
主義、それからマーケット、市場をど
のように社会的に作っていくのか、とい
うことも見えます。依存と分配とい
うのは、当事者性を感じないように、自分
事で考えないような生活空間を作ること
で、そのために東京一極集中があったわ
けでしょうか？ それを後から理屈づけ
れば、消費者民主主義と言ったりするわけ
ですが。

そしてローカル、当事者性という人間
性を潰せば、統治形態を変えると称して
「決められる政治」にスッと行くわけ
です。そしてユーレイになっていくよう
な者たちに「メシを食うためには新自由主
義の側に立たないといかん、グローバル
なんだから」と。新自由主義の視点から
の構造改革とかいう話になって以降、バ
ラマキの補助金の比率はむしろ増えたん
です。

「凡庸の悪」と「凡庸の善」をめぐる言論空間

これは、「凡庸の善」と「凡庸の悪」
との立体的な言論空間が初めて日本で始
まった、ということです。これが今まで
一度もなかったんだから、立憲主義とい
うことも、言葉としても知らなかったの
も不思議ではないんです。

「凡庸の悪」というのは、ハンナ・アー
レントがユダヤ人虐殺の罪に問われたナ
チス幹部・アイヒマンの裁判を総括して
言ったことです。彼は「世紀の大悪人」
ではなく、「命令に従っただけ」の凡庸
な小役人にすぎない、「自ら考えようと
しない」思考停止の凡庸の悪こそが、彼
の罪だ。

国会前で抗議行動をしている若者が
口々に言っているのは、「一言で言えば、
思考停止したくない」ということであ
り、憲法上からも、まともに説明できな
い政治家に、自分たちの生活や未来を勝

じゃないですか。
当事者性、自分事で考えるということ
と、地域、ローカルということを考えな
くて立憲主義、民主主義が成り立つん
だったら、もう十分成り立っています。
そうならないですね。当事者性、地域、
ローカルという社会関係資本を可視化す
るためには、永田町、霞が関、丸の内、
虎の門に委ねてはダメだ、新しい草
莽の崛起が必要だと、そういうところ
来た。

そのための「熟議」とやらは、永田町
や霞が関、東大といったところから生
まれるんじゃないですね。そういうところ
から出てくるのは、「おっしゃることは
分かりませんが、もう決まったことを変
える」と混乱するので、できませんとい
うことです。三陸の万里の長城(巨大堤防)
しかり、新国立競技場もどうなるん
ですかね。一度決めたなら、おかし
いと思っても止まらないというのは、東京のユ
ーレイのことです。

手に決められたくない、屁理屈言
ふ普通の人の生活空間のなかに、凡庸の悪
で思考停止になるのか、凡庸の善―自分
の頭で考え続けるのか、をめぐる言論空
間が生まれているんです。こうした空間
があっただけで立憲主義、つまり自分
たちが主権者だという当事者意識が可能
になるんです。

こういことは六十年安保はもとよ
り、六十年代後半の全共闘運動のなか
にも、埋め込まれていってました。そ
して以降は、バブルに浮かれて社会運
動はなくなりましたから、今の大人世代
よりも三十代以下の若者のほうがはるか
に、民主主義の当事者意識―主権者意識
が深まっているんじゃないですか。

だから伝わり方も全然違っている。「何
か自民党感じ悪いよね」と。立憲主義に
4面へ続く

3面から続く

反しているとか、言論の自由や報道への圧力とか、こうした一連の動きを「情」「感性」の共有から批判する、ということになる。気持ちの共有が先行するところから、正しい理屈が共有される。こういうところに入っている。

ナチスは当時もとても民主的といわれたワイマール共和国で、民主的な選挙を通じて政権を握り、その後議会や憲法を停止した。ヒトラーは「決められない政治だ」と言って、第一次大戦で負けた一占領史観とまでは言わなかったけど、ことに、ゲルマンの復興を対置した。誰かが言いましたね、「ナチの手口を学べ」と。

それを支えたのは、ハンナ・アーレントが言う凡庸の悪だ。結局、普通の人のなかで、凡庸の悪―思考停止か、凡庸の善―考え続けるか、ということが始まらないと、この歴史を教訓にすることはできないんです。

ナチの親衛隊の将校なんかには、「よき家庭人」がいっぱいいた。社会性のない「よき家庭人」ですよ。社会と向き合わずに、考え続けるのができますか、できません。この問題なんです。

そうすると言論の自由についても、好き勝手なことを言うことではなくて、言論空間―さまざまな言論が行きかう場

に対する敬意、信頼をはずしては、ということなんです。そういう場づくり、それに対する信頼は、一朝一夕にできるものではない。どんなに立派でも、自分の代だけでできるものではないんです。

こういう民主主義の当事者意識が分かってくると、永田町との距離感、関係も再編されるようになります。民主主義の当事者意識が分かっていない段階では、永田町という業界は目先の連携すらできなかった。今回は民意に押される形で、衆議院では強行採決反対で足並みをそろえました。

潮目が変わったのも、与野党の国会論戦からじゃありませんね。例の憲法審査会で憲法学者が揃って「違憲だ」と言ったところからです。それを契機に、フォーローの中の伏流水のような変化が、臨界質量を超えたんです。それは主権者からの迫りあがりであって、永田町はそれに対応できるかどうか、だけなんです。

凡庸の善と凡庸の悪の言論空間、これが主権者運動なんです。そういうことを醸し出すような活動をしてきたかどうかで、活動も検証しないといけないんです。例えばローカルメディアフェストでも、そういうところに入っている。越谷でやろうとしていること、あるいは江藤先生や廣瀬先生が言っている「フォーラムとしての議会」というのは、そのことです。

持続可能な地域再生、産業自治・エネルギー自治・金融自治 etc. が見えてきた

もうひとつ、「地球益・国益・郷土愛」と言っています、ずっと。これは全部つながっている。どっちを取るかはなく、どっちを取るかどうかというのは、どっちを切り捨てるかどうかです。選択と集中というのには、そういうふうですね。

グローバルに対応しなければならぬ、選択と集中だ。それでどうなりましたか。次の時代が見えていなくて、今の枠の中で選択と集中ということは何にコストカットです。次の時代が何

上では小泉構造改革からですね。

こうした新自由主義に対する批判、懸念はいっぱいありますが、一方こちらは日本型社会主義、依存と分配、これを終わりにしなければならぬという考えがある。これをまともな経済や民主主義で変えられるほど、日本社会の基盤は成熟していない。だから「死せるものをして死せるものを葬らしめる」、つまり日本型社会主義、依存と分配と、新自由主義に内ゲバをさせると。小泉構造改革というのは、自民党でいえば経世会と清和会との派閥抗争でもあったわけですね。

これは邪道になる可能性もあるが、まともな社会的問題意識を持っている基盤がまだ弱い時には、こういう方法もとらなければならぬ。ここには「とにかく一度、政権交代」ということも含まれているのは、「日本再生」を見てもらえば分かるとおりです。

つまり言い換えれば、立憲主義とか民主主義の当事者性、凡庸の善と凡庸の悪の攻防というような時代の空間が入ってこない、新自由主義の構造改革とか、決断できる政治、といったことにケジメがつかない。「切捨て批判」では、主体のケジメはつかないんです。

ようやくここに来て地域という問題、地域経済、地域内再投資、そういったことが実態的にも見えてきた。産業自治、エネルギー自治、金融自治。あるいは持続可能な地域をどうつくるか。そしてこういうことは永田町、霞ヶ関、丸の内を相談したらダメだと。地方創生でも霞ヶ関を利用することはあっても頼った話にならない、ということが分かっていく部分が出てきている。

ここから、自分たちの地域再生とか構造改革を提起する時期にきているわけです。住民自治、ローカルから持続可能な地域づくりを。そこからナショナル、国益、グローバルともつながる。だから大会では「人間の復興」ということを掲げたわけです。二のこともありますが、「人間の復興」という問題と地域再生という問題が全部つながるようになっています。三つ目に、立憲主義とか凡庸の善と凡庸

庸の悪の言論空間が日本で初めてできる、この段階における組織づくり、人づくり―組織は人ですから―を提起すべき時期にきている、ということ。別の表現をすれば、この段階における社会関係資本を、もっと可視化しやすい組織運営のスタイルを提起する時期に来てい

る。例えば今回、越谷がグループでバスで参加しましたが、そういう性質の社会関係資本の集積の可視化が、他にも〇〇スタイル、〇〇方式というような形でできてくると、大きく違ってくる。これは理念上から組織図を描いていく、というようなやり方でできるもので

□「がんばろう、日本！」国民協議会 第八回大会第一回総会 2015.7.12 □

地域の一人ひとりの暮らし、生き方に関心を持つ 当事者性はそこから生まれてくる

ゲストスピーカー 稲垣文彦・中越防災安全機構

震災支援の原点 できることは自分たちで、できないことは一緒に

こんにちは、稲垣です。新潟県の長岡から参りました。

私は中越地震からの復興のまちづくりを仕事にしている人間ですが、地震前はただのサラリーマンでした。NPOとまちづくりとか、まったく知らなかった人間です。

東京の大学を出たのがバブルの時代で、田舎にも帰らず、五年ぐらい東京におりました。その後、地元に戻って旅行の営業をやっていました。その頃は、会社で働くことが社会のためになるんじゃないかと、完全に誤解していた人間ですが、地震をきっかけに多少、地元のお手伝いをさせていただいたところで人生が変わった。震災をきっかけに会社をやめてボランティアという、非常にきれいなお話なんです。震災の二か月前に会社をやめていて、実は失業者だったという話です。

はない。現実の試行錯誤のなかから一歩ずつ、ということでもやる以外にない。だから、(本部―支部という形式ではない)協議会方式をとっているんです。

(7月12日。文責は編集部)

ボランティアなんて「あんなものは偽善者じゃないか」みたいな感じで見ていました。たまたまおかげさまで自分の家も壊れずにいたものだから。ブラブラしていてもしょうがないかと、ボランティアに出たのがきっかけで、活動を始めさせていただいたということなんです。

復興の本質論は後ほどお話ししますが、ボランティアをやっている時に、こんなことを言われました。ある方から「あのおばあちゃん、山では畑も田んぼもやっていたのに、ここに来てから歩けなくなってきた」と。ここというのは避難所です。

私は支援をしようとしていたんですが、愕然としました。何をやってたのかと。八十過ぎのおばあちゃんが、村では畑も田んぼも自分の世話もしていた。

それが避難所に来たら何もやることがない、あるいは手厚く保護される。そういう中で、だんだん歩けなくなってきた。これをきっかけにわれわれは、できることは自分たちで、できないことは一緒にやりましょう、ということ。動き始めたんですが、ここに当事者性ということ。これは課題を見ちゃいけないんだと、直感的に思いました。自宅が壊れて住めない、避難所にいる、高齢者で、食べ物も少なく衣服もない、そういう課題がある。その課題をしっかりとサポートするんだと思いましたが「いや、そうではないんだ」と。そうではなくて、この一人一人の暮らしにしっかりと目を向けることが大事なんじゃないか、関心を寄せることが大事なんじゃないかと思っただけです。

そのおばあちゃんとお話しすれば、田んぼもやっていた、畑もやっていた、料理上手で漬物も上手、笹団子なんてお手の物、そんな話をしてくれるわけです。そのおばあちゃんに、仮設住宅で漬物を作っていたきました。あるいはボランティア

5面へ続く



稲垣文彦 (いながき ふみひこ)
中越防災安全機構
震災アーカイブス・メモリアルセンター
センター長
 1967年生まれ。04年中越大震災からの復興に携わり、地域復興支援員の人材育成に従事。地域おこし協力隊のサポートなど。著書「震災復興が語る農山村再生」(コモンズ) 震災アーカイブセンター
<http://c-marugoto.jp/facility/nagaoka.html>

4面から続く

ティアさんに笹団子の作り方を教えてもらいました。歩けなくなったおばあちゃんが、杖を忘れて仮設に入ってきました。それが原点です。

こんなふうに自分に関心が寄せられて、自分が活躍する場ができて、そういう中で何かができるということが、すごく元気になるんだなど。そして他人のことも気にするようになるんだなど。

そのおばあちゃん、避難所の体育館の中でこう言っていました。「こんなに人様に迷惑かけるんだらば、おじいちゃんのおうちに早く行きたい」。おじいちゃんというのは雲の上にいますから。けれどそういった一連のことをやっているうちに、「今の若い者はよくもんじゃないな」「年寄りがしっかりと元気でないじゃないか」と言っていました。これが復興の取り組みです。エンパワメントという言葉をご存知でしょうか。簡単に言うと、その人の力を発揮できるような状況を作り出すということ。

右肩下がりの時代の復興とは

中越地震は、山間部で起きた震災です。一番大きい課題は過疎高齢化の問題でした。震災前から過疎高齢化は進んでいました。昭和三十年代、四十年代からずっと進んでいたわけです。それが震災によって一気に加速した。どういついことか。震災で家が壊れた、どうせ建て直すなら

きるような状況を作り出すということ。本来、人は力を持っているはずにもかかわらず、その力を出せないような環境とか状況がある。それを改善していくこと、そして本来の力を発揮していただく。それがエンパワメントだ。つまり誰しもがエンパワメントすれば元気になれる、あるいは何か社会に関係できるんじゃないか、と感じたわけです。

一方で、セーフティネットという言葉もすごく大事だと思うんです。ただ、やもすると、セーフティネットというのはどこかで線を引くことじゃないかと思ってしまう。ここから下の人は弱い人、だから社会としてサポートしなきゃいけない。その線から上になることがサポートだ。でもそれはありえないわけですね。

ですから僕はエンパワメントが大事だ、この人は弱い人なんだ、ではなくて「この人にも可能性があるんじゃないか」ということで、サポートをしてきたという事なんです。

便利な町場に行くか、という話で四割くらい人が減少した。

ですから今は(長岡市と合併して)山古志地区と呼んでいます。山古志村は震災前が約二千二百人でしたが、現在の人口は千百人です。半分になりました。震災は過疎高齢化の時計の針を十五年早

めた、と言われています。

この過疎高齢化が問題だ、と世の中のには言いますが、過疎高齢化はあくまでも現象というか、統計上の問題でしかなくて、本質はそれではなかったと思っ

「こんな村ダメだ、今の政府、自民党が悪いんだ」「いや、議員しっかりしろよ」「税金もらっているんだから役所の職員しっかり働け」「みたいに他人事ばかりにしている、自分事にしていなかった。それがわれわれの復興の本質的な課題でした。この本質的な課題をどう解決していくのか、というのが復興の取り組みだったわけです。

もう一つ付け加えますと、中越地震があった二〇〇四年から、わが国も人口減少社会に入っています。中越地震は人口減少社会の扉を開けた震災といわれています。そこからじつは「復興って何だ」という話がわからなくなってきたんです。

阪神淡路大震災(1995)までは、これまで当たり前の一じつはそれまでの三、四十年が稀有な時代だと思えますが、ある種の右肩下がりという中で災害復興をやってきたんですね。ですから乱暴な言い方をすれば、壊れたものが元に戻さなければ、震災前に比べて幸せになっ

か、よくなったと思えたんです。人口も増える、父ちゃんの給料も増える、そんな時代でした。

しかし中越地震以降は、壊れたものを元に戻したとしても人口は減っていきま

しい尺度を探すが、われわれの復興なんじゃないか。

右肩下がり時代というのは、ややもすると数が増えることが豊かさだったんじゃないか。それが右肩下がりになった中で、豊かさというのがよくわからなくなってきた。ここから復興とは何かかわ

「そんな村ダメだ、今の政府、自民党が悪いんだ」「いや、議員しっかりしろよ」「税金もらっているんだから役所の職員しっかり働け」「みたいに他人事ばかりにしている、自分事にしていなかった。それがわれわれの復興の本質的な課題でした。この本質的な課題をどう解決していくのか、というのが復興の取り組みだったわけです。

地域に生きる誇りを取り戻す

そこから当事者性が生まれる

当事者性というのは、その誇りをどう取り戻してきたかという話なんです。そういった過疎が進んだ田舎の地域に都会の大学生が入ってくるのが、一番役立ちました。見るものすべてが新しい。漬物もおいしい、お米もおいしい。漬物どうやって作るんですか、山

「今の大学ってダメなんだな、田んぼの作り方も教えねえのか」と。すばらしいですね。畑で百種類以上の野菜を、年間を通じて順番に作り続けているお母さんの知恵です。水を見て草を抜いて、農薬を使わずにやってお米づくり。そんなところ

「今この地域悪いところじゃねえんかねえか」。あるいは「こんないいところに住んでよかったな」「東京っていうのは大変なんだな」とか。そこから自分たちの村を何とかしよう、という意思が変わっていったんです。

としてあったんではないか。経済とか人口を尺度に、東京と比べて「こんな村はダメなんだ」と卑下し続けてきた。ややもすると、その地域で生きていく誇りを失い続けた何十年だったんではないかな、と思っ

それが証拠にわれわれの親の世代はみんな、「こんな村にいちやダメだ、一生懸命勉強して、いい大学に入っていい会社に入れ」と子どもを教育してきました。その夢がかなっての過疎高齢化なんです。

そこをもう一回、自分たちの誇りを取り戻す、ここでもよかったと、自分たちの生きざまをしっかりと思い起こすことが、非常に大事なんじゃないかと思っ

われわれが住民の皆さんに「当事者意識を持ってしっかりとやっていかないと、この村はなくなりそうです」と説教してき

「今この地域悪いところじゃねえんかねえか」。あるいは「こんないいところに住んでよかったな」「東京っていうのは大変なんだな」とか。そこから自分たちの村を何とかしよう、という意思が変わっていったんです。

「今この地域悪いところじゃねえんかねえか」。あるいは「こんないいところに住んでよかったな」「東京っていうのは大変なんだな」とか。そこから自分たちの村を何とかしよう、という意思が変わっていったんです。

と限界集落です、何かビジネスやらな

「こんなことが起きています。そういうた都会の方々と交流をしている地域で、おじいちゃんが「新幹線代まで払って、こんな泥仕事しに来るってたまげな」と言っていました。三年間の交流を通じて、どんな言葉が出て来たか。

震災後は六世帯十一人の集落、もうまさしく限界集落です。ほとんどが七十と八十のおばあちゃんばかり。そこで三年後に、ある八十代のおじいちゃんがこんなことを言いました。「この村をぶちや

実は三年前に同じ方に私はお話を聞いていました。「もう限界集落ですよ」「どうします」と言ったら、「そんなこと聞くな」と言われました。「そんな当たり前なこと聞くな、どうせこの村はなくなるんだから」と。もしかしら当事者意識もなかったし、誇りもなかったし、ある種あきらめ感があったんでしょ。それが三年間の地道な活動を通じて、この村を何とかしたいんだ、とおっしゃるようになった。

今は自分たちで地域の将来について、外の人も交えて話し合っ

実は、この集落から世界を変えていこうじゃないかみたいなことを考えています。

5面から続く

して、国際NGOの方と集落で勉強会をしよう。ヨルダンの難民の話をしてい

地域の一人ひとりの暮らしに関心を持つ

いきなり当事者意識を作りだせというよりも、しっかりと暮らしに目を向ける。もう少し簡単に言うと、お一人お一人の暮らしに関心を持つ、ということだ

そういう意味では、僕は当事者意識を作るのは愛だと思っています。マザー・テレサが、愛の反対は無関心だ、と言っています。つまり、愛というのは関心な

いんだな」とか、「テレビを見てちゃんと考えるようにしなければいけない」と、口々にそんなお話をしていました。

けて、その人たちが多様な目線の中で議論ができる、あるいは活躍できる舞台

そこは、まなじりを決して大変そうにやる、という話ではないだろうか。共通

昨日ある方を山古志にご案内して直売所に行ったら、仮設でお世話になった八十五ぐらいのおばあちゃん方が、まだ

「いやー、おら全国の皆さんに世話になったからな、感謝しなきゃいけないんだ、恩返ししなきゃいけないんだ、でもおら頭悪いからな、畑で作ったナス売って、いやーおかげさまで元気になりました、と、このことで感謝してるんだ」と。

最先端は地域にある、東京にはない

大きな意味でのまちづくりとか、社会を変えていくということとはもちろん

言葉は嫌いなんですが、そういった価値軸で地域創生に臨まなければいけない

経済とか数字で物事を語るという話ですね。地域は一人一人が集まって地域にな

よく職員の方にも申し上げるんですが、あなたの集落で何人の人口になったら幸せなんだ。何人になったら持続できるんだ。いやいや待って待って、誰も一言も挨拶も交わさず、地域のことも手伝って

そっちゃんではないでしょう。この村に住んでいてよかった。いやいやおかげさまでね、そんなふうに住んでいく、そんな地域を作る、そんな評価軸を縦軸に持

ただそれをどう評価できるかというのと、難しいですね。数字じゃありません。僕は明治大学の小田切先生と、この前もお話をしましたが、計画を作って実行

これは議員さんにも責任があると思いますが、チェックが厳しくなるというのはどうい

「おかげさまでうちの集落の会合に、ばあちゃんがみんな出てきてワーワー喋って会合がまとまらなくなってる」と。

最後にありますが、私は三つの世代がいると思っています。逃げ切れる世代、逃げ切りたいけど逃げ切れない世代、そして完全に逃げ切れない世代。これまで

ようになった」。そんなものを評価軸にしながら地域再生、地方創生を進めてい

どんな地域にしたいのか、ということを通じて、徹底的に議論しながら、そういう計画づくりをどこまで議論できるのか。また

この成功体験を元に計画づくりをやっていたれば成功しました。モデルは東京にあったんです。しかしこれから右肩下が

調整し、ちょっといいものを他の地域に広げていく。そんな繰り返しをやっている限りは、たぶん社会の課題というのは解決していかないだろうと思っ

新しい価値に気づき始めた

「逃げ切れない世代」が活躍できる環境づくり

最後になりますが、私は三つの世代がいると思っています。逃げ切れる世代、逃げ切りたいけど逃げ切れない世代、そして完全に逃げ切れない世代。これまで

右肩上がりの社会システムの中で、何とかかんとか回ってきた社会システムが早晩、崩壊する。そのなかで、団塊の世代ぐら

私は今四十八ですが、逃げ切りたいんですが、たぶん逃げ切れないでしょう。そして三十代、二十代は完全に逃げ切れ

自分たちの目の前の社会課題に向き合っ

ですから今の社会の最先端は、地域にあります。東京がそれを真似る時代になって

そういう意味で当事者意識とか、われわれの地域の自治ってこうなんじゃないか、こういうものを尺度に、地域が創生

ただ中越でも新潟でも島根でも起きていることは、自分たちの地域はすごい地域なんだと、誇りを持ってたくましく

て、自分らしく生きていきたいという人間が、今非常に増えている。そういった人間が地方に移り住みつつありますし、都会でもこういった社会課題に向き合っ

ここに共通することは、彼らは大きく社会を変えたいなんて思っています。自分の身の回りの百人ぐらいが幸せだったらいいかな。その中に自分もいて、みんなと幸せだったらいいかな、こんな考え方をしているかもしれない。

もう一つは、われわれ年寄りの悪い考え方で、「お前、そんなに飯食えるか」みたいな話を必ずするんですね。だけれどもわれわれは、一つの仕事で飯を食

それはこの三十年、四十年間の特異な形

6面から続く

だったのかもかもしれません。それが一番分かりやすいのが東京なんですね。分業の中で金は稼いでいるが、でもサービスも含めて全部金を持って行かれてみたい。それに若い人たちが気づき始めています。それがリスクなんじゃないかと。海に向こうでよくわかんない証券会社がぶっ壊れて、それで何でリストラされなきゃいけないんだという話ですね。

そんなリスクを背負っているんだたら、むしろ地方で子供も育てやすい中で米とか野菜、これは売るまでいなくなっても自分たちが食うくらいの方は自分たちで作ろう、そして俺はITの技術を持っているから、それで都会から仕事を持ってこよう。それから村の人も年取ってきて村の会計とか、中山間地直接払いとか補助金の会計がなかなか面倒そうだな。俺パソコンでちょちょいのちょいだから、そのお手伝いをしよう。またお母さんは保育園の先生をやっているとか。その複数の業の中で、三百万から五百万くらいの収入を得ながら地方で暮らす、そのほうがリスクが少ないんじゃないかと考え始めています。

「お前、それじゃ大人としてどうなんだ！」と、逃げ切れる世代の方はおっしゃいますが、別にそんな老婆心で心配しなくても結構だろうと思います。ちょっと思い出しましたが、釜石市というところが今、地方創生戦略をコンサルタントも頼まず、市役所の中で作っちゃおう、住民との議論でやっちゃおう、とやっているんですが、思い切ったことをやりました。三十五歳以上の職員は入らなくなると。どういことか。二〇四〇年の問題を話しているのに、その時に役所がない奴らは入らなくていいと。女川もそうですね。

僕なんか最近ほだんだん老婆心の方に入ってきましたけど、思っているのは、その若い連中にどう環境を作るかと。僕みたいな中途半端な世代は、社会と戦ったことも一回もありません。社会がすぐよくなったんで、その波に乗ってれば幸

せだった世代なんですね。ですが、やっぱりこの若い世代は、逃げ切れない世代の連中を活躍させる環境づくりをどうやってわれわれがお手伝いできるのか、というところが今すごく大事になってきているんだろうなあと思っています。

いろいろと危なっかしいところはありますが、連中は連中で考えてますよ。だから、年寄りが余計なことを言うから遠慮して喋らない。あるいは、自分の出番じゃないと思ってる。だから場づくりだと思えます。「若い者は全然社会のこと考えてないじゃないか」と言いますが、考えてます。言える状況にない、場じゃないというだけなんです。

それから一番分かりやすいのは、よそ者で言うところの女性です。ほとんどがお嫁さんで来られています。地域のいいところも悪いところも、お嫁さんがわかっていく。だけど、その会合の中でお嫁さんが喋れるような場づくりをしているのか。集落の会合なんて大体、お母さんが来たとしても、後ろの隅っこで座っているんです。何でかという、昔は集落というのは田んぼの協同組合ですから、その中で水利とかなんかの契約関係で集落を作っていましたから、男の発言権が強いです。

今は時代が全然違いますが、同じように継続しているわけですね。ですからお母ちゃんが来たって、「いや今日は、父ちゃん仕事だから代わりに来ました」。参加しないのは悪いと思ってる。だけど後ろで喋れないということも、決めているわけですね。それをどう変えていくのかという話です。

いきなり集落の会場で、母ちゃん方に喋ってくれなんて言っても無理な話です。そうではなくて、お母さんの今困っていることとか、子育ての人たちの暮らしぶりとか、お嫁に来た背景とかに関心を持つ。

「ああ、あんた英語ができたね。でも今は赤ちゃんがいるから、外でできないだね。ちょっと悪いけど、うちの生涯学習センターで英語の講師、ポラン

ティアでやってくんないか、その間このばあちゃん方が子ども面倒見るから」みたいな話で、お母さんは英語を教えることになって「今日はありがとごちそうしました、楽しかったです。これから何かやりますよ」と。

そんな仲間が増えていって、何かの会合で「ほい」と手を挙げるようになる。そんなことの繰り返しですが、当事者意識というものなんだろうと思います。

ですから意識が足りないとか、やる気がないとかではないんです。われわれみんなが、そういう場面とか環境を作っていないだけなんだろうと。それをどう作るのか。そのヒントは実は課題ではなくて、その人の暮らしぶりとか生きざま、得意分野、そこに関心を持つことによって、場づくりのヒントが出てくる。

僕は自治体の職員にも、そういう目標を持ってほしいと言っています。自治体の職員も業務として地域を見るんじゃないかと、人として地域を見てくれと。この補助金があるからどう地域に入れたらいいのかわからない、制度はあくまでも手段でしかない、目的ではないんだと。目的は何かと言ったら、地域の皆さん方が生き生きと笑顔で暮らしているかどうかなんだろうと思います。

やもすると自治体の職員も忙しいとか、チェックが厳しい中で、その目的と手段を取り違え始めています。いかに制度をうまく運用したかによって「よくやったな」なんて言われているけれど、それではあちゃんの暮らし、何も変わってねえだろう、というところに目を向けてほしいです。

課題というよりも、お一人お一人の暮らしとどういかに目を向ける人が増えていけば、それは当事者意識を持った皆さん方が増えているということと、こころになんか増えていくんだと、そんなふうに感じているということです。

(7月12日。タイトル、小見出しとも文責は編集部)

□インタビュー□

憲法を無視する政権は取り替える、それが主権者ということ。

小林節・慶応義塾大学名誉教授に聞く

論点ははずし、堂々巡りを繰り返す「バカの壁」を国民の前に見せ続ける

——安全保障法制は本日(12日)、衆議院特別委員会で採決が强行されました。明日の衆議院本会議で可決され、参議院に送られることとなりますが、参議院でどうなるにしろ、手続き上は60日ルールを使えば成立ということになります。

小林 僕はどこでも言っているんですが、これは安倍政権特有の現象だから、安倍さんを退陣させればいいわけです。「世論の力で廃案に」と言いますが、向こうは確信犯ですから、聞く耳を持っていない。バカの壁が暴走しているから止まりようがないんです。「国民が理解していない? そんなこと関係ない。お前らなんか理解してもらわなくてもいいんだ」ということですから。

要するに安倍さんというのは、ああいう育ちのおぼっちゃんですから、じいやはあやをほじめ取り巻きが、何でも思い通りにやってくれる。僕らのように、自分の思いを通すために論争したり、他人を口説いたりする、ということとは、まったく無縁な人間なんです。そういう世襲貴族のような連中で回りを固めて、そこに一部、世襲貴族に奉仕することによって登用してもらおう、という成り上がり

の苦勞人タイプを従えている。これが安倍政権。「世論の力で廃案に」というのは建前

で、一応僕もそれに付き合っています。僕は来年の参議院選挙が勝負だと思ってる。場合によっては、衆参同日選挙になるかもしれません。同日というのはまだブラフだと思っけれど、歴史上、自民党は同日選挙で負けたことはありません。また敵(野党)の準備ができていないときに解散、総選挙で勝った経験もあるし。

いずれにしろ参議院選挙は来年確実にあるわけで、その選挙で躓かせ。今はもうその勢いはありませんが、少し前までは参議院でも三分の二を確保して改憲へ、というのが安倍さんの「歴史的使命感」なわけです。その高揚感が彼を支えている。だから参議院選挙で三分の二を取らせない、というだけでガックリくるはずなんです。

大事な点は、少なくとも確実に行われる来年の参議院選挙で、自民党を大敗させることです。そして同日選挙になるか、前後するかは分かりませんが、衆議院選挙でも自民党を大敗させる。そのためには野党共闘以外にありません。

そのために何をやるか。ふたつあって、ひとつは、いかに安倍さんたちが常軌を逸しているか、それを見せることです。今やっているのはそれですね。百時間を超える審議と言うが、政府側の答弁はこ

いつか、まじめに質問していたらこっちは憤死しそうになるくらいのシロモノですね。

ただ僕が野党の幹部連中に必ず言うのは、向こうは答えるべきがないから、覚悟を決めて逃げ回っているということなんです。この法案がまともな議論に耐えられるものではないことは、分かっている。だから余裕を持って、同じ質問を繰り返さないこと。それも安倍さんたちに聞かせるためではなくて、テレビを通して国民に聞かせるために。こんなに明快正論の質問をしているのに、あの人たちはへらへらかすか、逃げ回るか、いずれにしてもおかしいでしょう。」と。

事実、彼らはイライラしている、もういいかげんにしろと。本当はこっかが言いたいんだけどね。「国民の理解を得る努力をする」と言っていますが、審議をすればするほど、「分らない」ではなくて「反対」が増えていく。だから結局、強行突破するしかなくなるわけです。そういうバカの壁を主権者国民に知らせて、強行突破させるといことなんです。

やりとりを見ている国民は、「なんて感じ悪い人たちなんだろう」「何か自民党感じ悪いよね」ということになる。それが必ず次の選挙に生きるはずなんです。現に衆議院では、こういうみるともないいことになった。参議院でも国民にバカの壁を見せる、そのために質問を繰り返すと。同じ質問を各党が繰り返すと、向こうはイライラして、ますますバカの壁丸出しになる。それでいいんです。

法案成立の、その先へ 選挙にむけた野党協力&憲法訴訟

7面から続く

もうひとつは、野党協力です。前回の総選挙で、自公は（小選挙区で）五割の得票で八割の議席を獲得しました。なぜかという、野党がバラバラだったからです。（その結果、いわゆる「死票」が五割を超える小選挙区が全体の四割強に）。三年間の民主党政権に、国民はうんざりしてしまっただけに、期待が大きかっただけに、うまくいかないとそれが敵意に変わってしまっただけに、それがまだ残っていたので民主、維新、共産に票が分散してしまっただけに、

ただ最近では、民主党に対する嫌悪感もまだ残っていますが、自民党、安倍政権に対する嫌悪感も強くなっている。だからチャンスなんです。前回とは逆に、野党が五割の票で八割の議席を取れるチャンスではある。

ただ問題は、その野党がどこまで選挙協力できるか、という点です。先日、維新の党が対案を出しました。対案を出して修正協議に応じれば、与党を利すると批判されましたが、維新の党の幹事長は、私にはっきり言いました。自民党の案には全く賛成していません。集団的自衛権なんて政策的にも憲法的にも論外だと。ただ、安全保障環境が変わったと政府側は言うので、そのことまで無



小林節 (こばやし せつ)

慶応義塾大学名誉教授

1949年生まれ。慶応大学大学院博士課程修了。ハーバード大学ロースクール客員研究員等を経て、89年慶応大学教授。2014年より名誉教授。「白熱講義！日本国憲法改正」（ベスト新書）など、著書、論文多数。国民安保法制懇委員。

視していると、有権者からは「空論の境界」と受け止められる。そこを何とかクリアしたいので、維新の党としてはホルムズ海峡は論外だが、尖閣諸島でトラブルがあったときとか、半島有事の際に対応するための対案を出したい。

例えば北朝鮮のミサイルが、日本に向かって発射されたらとします。ミサイル発射の兆候は燃料注入などでわかりますから、それを迎撃するために日本海に米艦船と自衛隊のイージス艦が出張る。そのときに米艦船に向かってきたミサイルを自衛隊が撃ち落とすのは、これは集団的自衛権ではなくて個別的自衛権の範囲でギリギリOKだろうと。日本を攻撃してきたミサイルですから。ここだけを認めた対案（領域警備法案）を出した。これは民主党との共同提案になりましたね。

そういうまっとうな案について、憲法学者のお墨付が欲しいというから、私は、それならいいと言いました。国民安保法制懇のなかでは、それもけしからんという意見もあります。とくに「対案なんて、安倍を利するだけだ」という意見は多いんですが、私は「敵は安倍でしょ。維新でもないし、小林でもないでしょ」と言っています。

これは形を変えた集団的自衛権ではな

く、きちんとした個別的自衛権だということ。そして自民党に利用されないための案であり、相手の土俵で勝つことのできる案だと。ただ国民安保法制懇は、政府の安保法制を廃案にする、という一点でやっているの、その意見の違いは脇に置いてみる。

同じように、ここで必要な野党協力は、とにかく安倍政権を打倒する、そのための一点共同だということ。この点では彼らに学ばなくて、自公の選挙協力はすごいじゃないですか。どう考えたって公明党・創価学会だけで小選挙区で勝てるはずがない。そこでは自民党議員が、比例は自民党、小選挙区では公明党のこの人をお願いしますが、とはっきり言っている。それを全野党がやれば、選挙で勝てるんですよ。

選挙協力ですから、ひとつの党になる必要はない、別々の党のままでもいいんです。直近の比例区の票をみれば、小選挙区での各政党の基礎票が分かるわけですから、各党が相対的に基礎票の多い選挙区で棲み分けを決めて、超党派で受け入れられるような候補者を立てれば、五割の得票で八割の議席をとれるはずだと。そう言っているんです。候補者調整委員会を作りなさい、よござんで私が調整するぞ。

そうでない、安倍政権は倒れません。今でも自民党は茶坊主の世界になっていきます。衆議院では強行突破なんていう、みっともないことになった。参議院でも繰り返す同じ質問をして、国民にバカの壁を見せつけたいんです。

六月四日の憲法審査会で、僕ら（いずれも憲法学者である小林氏、長谷部恭男氏、笹田栄司氏）は、これまで言ってきた当たり前のことを言っただけなんだけど、自民党は狼狽しちゃった。そして「たかが学者ごときが」と罵詈雑言を言ったことで、国民が気づいちゃった。これで潮目が変わったわけです。世間も火が付いた。

国会でさらにバカの壁を丸出しにさせて、野党共闘の準備を続けて、次の選挙――参議院であれ衆議院であれ――を乗り越

えれば、安倍さんはここでガクッといく。そういうことです。

もうひとつあるのは憲法訴訟。松阪市長が提訴すると言っていますが、今の訴訟制度では事件性がなければ訴訟にはなりません。あの法律はけしからん、気に食わないと訴えても、それで裁判にはならないんです。

ではどうするか。この法律が成立して施行された瞬間から、われわれの「平和的生存権」がシクシクと傷つくわけ。この法律ができるまでは、憲法上のしほりがあって海外派兵はできなかった。それがこの法律によって、内閣が認定すればいつでもどこにでも、海外派兵ができるようになる。それによって、われわれの「平和のうちに生存する権利」が脅かされることになる。平和的生存権というのは憲法前文に謳われて、9条によって担保されているわけですが、「戦争または戦争の危険がない状態」のことです。

このわれわれの平和的生存権が、この法律によって脅かされることになる。それを訴えるわけですが、半端な原告団、弁護団では裁判官もまともに取り合わない。彼らも所詮、官僚ですから。「訴えの利益なし（被害はない）」と言って門前払いをするほうが、楽なんです。ところが有名人が集まった原告団だと、そう簡単にはいなくなる。

例えば有名な俳優（男優、女優）、建築家、音楽家など、それぞれの分野で誰もが知っているような人を百人集める。「二〇一ワちゃん」にかけて、百人でもいい。弁護団も、これまでも何百人という弁護団はありましたが、千人の弁護団と

いうのは聞いたことがない。だから史上初、千人の弁護団を作る。もちろん私も参加します。

そういうことをやると、法律ができた後も戦えるわけです。これはケンカの方法ですが、「ここで決着つける」というと、そこで決着がつかないとガクッと、法律がきたらガクリしちゃう。

だから僕は、衆議院突破は当たり前、参議院で何かあっても、最終的には六十日ルールで衆議院の再議決はありうるという前提で考えている。成立しても世論が上向かないと、執行できない可能性はありますが。

法律ができたなら、今度は違憲訴訟ができる。有名人が原告団になって、千人の弁護団で違憲訴訟をやるとなれば、これは引き続き政権に対してプレッシャーになる。世論もそう簡単に「忘れる」とはならない。そんなこんなで、なかなか執行できないうちに政権交代になるかもしれない。政権交代になったら安倍さんを真似て、閣議決定すればいいんです。「憲法九条に基づき、海外派兵は禁じる」と。そして今回、十一本の法律を二本にまとめてやったわけですが、その二本の法律を廃止する、という法案を通せばいいんです。一行で済みますよ。

とにかく長期戦になるという前提で、しどろくバカの壁を蹴飛ばし続ける。相手はバカの壁ですから、あまり真剣にならずに、時にはボールを投げたりして遊ばばいいんです。こちらが疲れちゃダメです。

憲法という最高の約束を無視する政府は 取り替える、これが主権者

――安倍さんは憲法改正を目指していたはずで、その突破口として96条改正を先行させようとした。しかし立憲主義に反するという批判によって、これが頓挫し、今回は閣議決定という形で憲法解

釈を変更し、集団的自衛権を「使える」としました。時の政府の一存で、それまでの憲法解釈を変えてしまおうということでは、政府は憲法の制約の外にある、ということになりかねません。

小林 現行憲法の下では、武力の行使は「自衛のために必要最小限」となっている。海外派兵はできない。これがこれまでの憲法解釈です。だから安倍さんたちは憲法を変えたかったんです。

そこで自民党は野党時代に憲法改正案をつくったんですが、それがあまりにもアナクロニズムで評判が悪い。そこで次に96条を改正しようとした。たかが手続までしよう（憲法改正の発議要件を、衆参で三分の二の賛成から、二分の一ハードルを下げる）。

ところが96条というのは、憲法を憲法たらしめている条項で、そこをさわっちゃダメでしょうと、僕らが批判した。僕は「裏口入学」と言ったんですね。これで終わりにしちゃった。（詳しくは、政策ブックレット22「国民主権の発展としての憲法改正をく96条改正は邪道」を参照）

ただ安倍さんは、改正できないなら今の憲法のままでいい、だってこの訳の分からない憲法のまま、イラクにもインド洋にも派遣できるんだから、というグループに属していたので、次は土足で表玄関から来るな、と私は思っていました。その通りになりましたけどね。

これは憲法9条違反の問題もさることながら、国家の最高権力―行政府、立法府ともに、数の力を盾に憲法を無視してしまっただけの問題なんです。

僕は、立憲主義という言葉は基本的に使わない。マジックワードで、それ以上考えなくなるから。要は憲法というのは主権者国民と、たまたま権力を預かって

いる生身の人間との間の最高の約束なんです。その最高の約束を無視する権力というのは、やばいんです。だから憲法を生み出したアメリカ独立宣言にあるように、期待を裏切った政府は取り換える、ということなんです。

憲法というと、日本の憲法学者の多くはマグナカルタから説き起こすんですが、マグナカルタというのは、イギリスの王と貴族の間の権限争いの話です。そうではなくて、一般人民と権力との関係

8面から続く

から憲法を語るべきなんです。それまでは王様が権力者で法の規制の外にいたのをどうするかということだったのが、王様ではなく、庶民のなかから権力者が現れて、それを法で管理する。これは、アメリカ独立戦争から始まる話なんです。だから憲法は、ここから説かなければいけない。

安倍政権がやっていることは、権力者のクーデターだと言いますが、まさに権力者が反乱しているわけです。恐ろしいことですよね。

それに対して、憲法学者をはじめ幅広い国民から、おかしいという声が上がりました。権力者というのは王様でも何でもなくて、主権者であるわれわれが選んで権力を預けているだけで、それをコントロールするために憲法がある。

ただその意味を、これまでほとんど実感してこなかったんです。

明治維新なんていうのは王朝革命で、江戸幕府から薩摩長州に権力が移っただけなんです。だから天皇が下した憲法も、所詮他人のもんです。戦後憲法だって、所詮マッカーサーのものでした。

ところがここに来て、安倍暴走政権を憲法で打ち取ったら、はじめてわれわれは、主権者として権力行使をすることになるわけです。憲法という最高の約束を無視する政府は取り替える、これが主権者ですから。日本国民が民主革命を初めて体験することになりますよ。

7月15日。聞き手／戸田政康、石津美知子。タイトル、小見出しとも文責は編集部

【以下に、7月13日に発表された国民安保法制懇の声明を掲載します。一般の安保法案の論点が、簡潔に整理されています。】

国民安保法制懇 声明

憲法違反の安保法案の廃案を求める

国民安保法制懇 7月13日

集団的自衛権の行使を容認した2014年7月1日の閣議決定(以下「7月閣議決定」という。)は、合憲性を基礎づけようとするその論理において破綻している。そして自衛隊の活動範囲についての法的安定性を大きく揺るがすもの

1. 集団的自衛権行使容認の違憲性

(1) 政府の憲法解釈

憲法9条の下で武力行使が許されるのは、個別的自衛権の行使、すなわち日本に対する急迫不正の侵害があり、これを排除するために他の適当な手段がない場合であって、しかもそれが必要最小限度の実力行使に限られる、との政府の憲法解釈は、自衛隊創設以来、変わることなく維持されてきた。集団的自衛権の行使は典型的な違憲行為であり、憲法9条を改正することなくしてはあり得ないことも、繰り返し政府によって表明されてきた。

(2) 論理的整合性ない

7月閣議決定は、政府の憲法解釈には「論理的整合性」と「法的安定性」が要求されるとし、「論理的整合性」を保つには、従来の政府見解の「基本的な論理の枠内」にあることが求められるとする。そして、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、「これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」がある場合には、当該他国を防衛するための集団的自衛権の行使も許容されているとしている。

これは、個別的自衛権の行使のみが憲法上、認められるとの従来の政府見解の論拠に基づいて、集団的自衛権の行使が

であるのみならず、日本の安全保障に貢献するか否かさえもきわめて疑わしい。改めて7月閣議決定の撤回を求めるとともに、7月閣議決定の内容を具体化する、本年5月に国会に提出された安保関連法案の廃案とすることを求める。

(3) 憲法9条の課す限界の下にある

自衛のための必要最小限度内の措置の中に、国際法の観点から見て集団的自衛権として性格づけられる可能性のあるものが存在し得ることが、上記解釈変更を支える理由とされることもある。しかし、戦争放棄・戦力不保持・交戦権の否認を謳う憲法9条の下で、例外的に武力行使が認められるとする以上、その限界は、あくまで憲法上の観点から判断されるべきである。

実際のところ、7月閣議決定もそのような前提に立っているはずである。そうでなければ、国際法上は存立の余地のない、後記「武力行使一体化論」が上記解

(1) 争点ではなかったこと

砂川事件最高裁判決を根拠に集団的自衛権の行使が合憲であるとの主張もなされているが、砂川事件で問題とされたた

2. 砂川事件最高裁判決の先例性

は、日米安全保障条約に基づく駐留米軍の合憲性であった。日本が集団的自衛権を行使し得るか否かは、全く争点となっていない。

積変更後もなお維持されていることとの整合性が説明できない。

(4) 法的安定性に欠ける

7月閣議決定は、政府の憲法解釈には「論理的整合性」と「法的安定性」が要求されるといいつながら、「法的安定性」については、何ら語るところがない。

しかし、ホルムズ海峡での機雷掃海活動が許容されるか否かについて、連立を組む与野の党首の間でも見解が異なることを見れば、集団的自衛権の行使に対して明確な「限定」が存在しないことは明らかである。「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」という、いかにも限定的に見える法案の文言と地球の裏側まで自衛隊を派遣しようとする政府の意図との間に、常人の理解を超えるような異様な乖離があり、この文言が持つはずの限定的な役割が否定されているといわざるを得ない。機雷掃海活動を超える武力の行使についても、時の政権によって必要と判断されるならば、行使されないという法的論拠は存在しない。安倍首相は「あれはしない、これもしない」と言い張っているが、それは彼が今現在そのつもりである、というだけであり、彼が考えを変えればそれまでの話である。歯止めは存在せず、法的安定性に欠けている。

(2) 砂川統治行為論

自民党の政治家は、最高裁がある種の統治行為論をとったことにも、救いを求めようとしているようであるが、最高裁が回答を示すべきか否かという問題と、当該法令が違憲か合憲かという問題は、レベルが異なる。個別の紛争を決められた手続の下、限られた証拠のみに基づいてよく引き合いに出される「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のこと」という文言が現れる判決文の段落は、「憲法9条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを何ら禁ずるものではない」という結論で締めくくられている。この結論を引き出すために、日本は「必要な自衛のための措置をとりうる」と述べられていることである。

3. 外国軍隊等の武力行使との一体化

憲法9条の下で例外的に個別的自衛権の発動として武力行使できる場合以外には、武力の行使をしてはならず、また他国の武力行使と一体化すると評価されることがあってならないと、政府は解釈してきた。この武力行使一体化論は、7月閣議決定及び安保関連法案でも維持されている。

法案によれば、自衛隊は、弾薬の供与や発進準備中の航空機への給油を新たに得ることとされているが、弾薬の供与や発進準備中の航空機への給油は、どう見てもまさに一体化そのものである。

また自衛隊による外国軍隊の後方支援に関して、従来の「戦闘地域」と「非戦闘地域」の区別が廃止される。一般的に



て裁く司法機関である裁判所が、国家の存立にかかわる問題について政治部門の判断に対して謙譲を示すべきか否かという問題にとどまる。たとえ最高裁が判断を示さないとしても、違憲の法律は違憲である。

は、自衛隊の活動が外国軍隊の武力行使と一体化すると言えるか否かについては、従来、①他国の活動の現況、②自衛隊の活動の具体的内容、③他国が戦闘行動を行う地域と自衛隊の活動場所との地理的關係、④両者の關係の密接性、の4点に照らして総合的に判断すべきものとされてきた。

こうした具体的状況に即した総合的判断を現場の指揮官がその都度、行うことは至難の技である。「戦闘地域」と「非戦闘地域」との区分は、政治が余裕をみて一律の判断を予めすることで、現場での自衛隊の活動が違憲となることがないようにするための配慮に基づくものである。

9面から続く
現在の法案が示している「現に戦闘行為が行われている現場では(自衛隊の活動を)実施しない」との条件では、刻々と変化する戦闘の状況に対応し得るはずがない。具体的状況により、外国軍隊等の武力行使との一体化につながるおそれが高まって高いと言わざるを得ない。

4. 日本の安全保障の実質的な毀損

(1) 説得力のない「安全保障環境の変化」

7月閣議決定は、集団的自衛権の行使が容認される根拠として、「我が国を取り巻く安全保障環境」の変化を持ち出している。しかし、その内容は、「パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等」というきわめて抽象的なものにとどまっており、説得力ある根拠を何ら提示していない。我が国を取り巻く安全保障環境が、本当により厳しい、深刻な方向に変化しているのであれば、限られた我が国の防衛力を地球全体に拡散するのは愚の骨頂である。

(2) アメリカが助けてくれる保障はない

世界各地でアメリカに軍事協力することで、日本の安全保障にアメリカがさらにコミットしてくれるとの希望的観測が語られることがある。しかし、アメリカはあくまで日米安全保障条約5条が定める通り、「自国の憲法上の規定及び手続に従って」条約上の義務を果たすにとどまる。本格的な軍事力の行使については、アメリカ憲法は連邦議会の承認をその条件としていることを忘れるべきではない(米憲法1篇8節11項)。例えば無人島の領有をめぐる争いに、中国との本格的な戦争のリスクをも顧みずに、アメリカが日本を助けてくれる保障はない。いかなる国も、その軍事力を行使するのは、自国の利益に適合する場合だけであることを肝に銘じる必要がある。

(3) 抑止力論は説得的ではない

集団的自衛権の行使を容認することで抑止力を高めるともいわれる。しかし、一方的にいくら抑止力を高めたいと言ったところで、受け取る側がそう思わなければ意味がない。弛緩した空気の漂う国会と、不誠実な政府答弁が繰り返されるこの様は、抑止論が政府によって真剣に

と変化する戦闘の状況に対応し得るはずがない。具体的状況により、外国軍隊等の武力行使との一体化につながるおそれが高まって高いと言わざるを得ない。

考えられていないことを諸国に暴露するようなものである。仮に、抑止力の名のもとに日米共同作戦体制を強化するならば、アメリカの要請を拒否すれば抑止力の弱体化につながることになる。他方、要請に応じれば我が国が戦争当事国となり、我が国への攻撃が誘発される可能性も排除できないことになる。同時に、我が国が抑止力を高めれば、相手側はさらに軍備を強化し、安全保障環境は悪化する可能性も少なくとも同じ程度に存在する。

以上述べてきたように、安保関連法案は、核心的な部分において「一見きわめて明白に違憲」であり、その他にも数多くの重大な欠陥を含む憲法違反の法律である。

さらに、同法案は本来審理されるべき多くの論点が審議を尽くされておらず、国民の多数が、同法案に反対している状況において採決を強行することは断じて許されない。

我々は、安保関連法案の衆議院での採決に反対し、同法案を憲法違反の法案として廃案とすることを強く求める。

国民安保法制懇

- 愛敬浩二(名古屋大学教授)
- 青井未帆(学習院大学教授)
- 伊勢崎賢治(東京外国語大学教授)
- 伊藤真(弁護士)
- 大森政輔(元内閣法制局長官)
- 小林節(慶應義塾大学名誉教授)
- 長谷部恭男(早稲田大学教授)
- 樋口陽一(東京大学名誉教授)
- 孫崎享(元外務省国際情報局長)
- 柳澤協二(元内閣官房副長官補)

□第26回 戸田代表を囲む会(京都)

ソーシャルイノベーションとしての議会改革

ゲストスピーカー 新川達郎・同志社大学大学院教授

自分たちの暮らしを変え、社会を変える力

「ソーシャルイノベーション」の意義

今日は「ソーシャルイノベーションとしての議会改革」ということで、今、地方議会を取り巻いているさまざまな問題を、ソーシャルイノベーションという観点で考えてみたいと思います。

ソシヤル・イノベーションとは何か。国の方では「ソーシャルイノベーション特区」と称して、少し違った議論になりつつありますが、私たちはすでにこの十数年、新しい社会運動として、ソーシャル・イノベーションを進めてきました。

カタカナで書いてありますとおり、元々は北アメリカで始まった運動ですが、世界中の市民社会がこのソーシャルイノベーションに一生懸命取り組んでいます。それを今の日本の地域での自治、あるいは政治のあり方と関連づけてお話しできればと思っています。

私が今教えております大学院の総合政策科学研究科には、ソーシャルイノベーション・コースが設けてあります。それがいったい何を指しているのか、ということをお話しすることで、ソーシャルイノベーションとはいったい何なのか、ということをお話しさせていただきます。

そしてそうしたソーシャルイノベーション、「社会を変える」と簡単に言えばそれだけのことなんです、このことが今、地方政治や地方議会を取り巻いている状況との関係で、どんなことを意味

しているのか、少しお話ししたいと思えます。

さらにこの観点から考えますと、今進んでいる議会改革というものが、実はソーシャルイノベーションになる議会改革と、そうならない議会改革にどうも分かれそうだと、そういうお話をしたいと思います。社会を変えていけるような議会改革というのはどうということなのか、というお話にもなるかと思えます。

ソーシャルイノベーションというコースを、なぜ大学の中に作ったのか。もともと、新しい大学院教育をぜひやりたい。特にこれまでの日本の学問体系は残念ながら、学問は学問として修めるところで、とりわけ大学院は、専ら研究者あるいは教育者を訓練する、そういう場として考えられる傾向が強かったということがありました。そうではなくて社会に必要とされる、そして大学や大学院が社会とともに生きていけるような、そういう教育はないだろうかということ、このソーシャルイノベーション・コースを始めたということです。

そう考える大きな背景になったのは、北米で始まったソーシャルイノベーションの運動でした。これも大学発ではあるのですが、世の中を少しでも生きやすく暮らしていきたくて、それもごく身近な、そしてそれぞれが実感するよ

うな問題を自分たちで解決していく、そして自分たちが変えていくことを通じて、社会そのものが変わっていく、そんな姿をソーシャルイノベーションとして考えていきたい、ということでもありません。

もっと言えば、人々が社会の中で暮らしていく能力をどう高めていくことができるか、もう一方で、それを通じて世の中の仕組みそのものが、これまでとは違う新しい基準や新しい価値に基づいて動いていく、それこそ会社、企業も変わるし、政治や行政も変わる、お役人も変わっていく、そんな姿を考えていきたいと思っています。

最近ではソーシャルビジネスとか、ソーシャルアントレプレナーという言葉がよく聞かれるようになりました。社会を変えていく、社会的に事業を起していく、そういう人たちがどんどん増え始めている、そういう人を大学院でもぜひ輩出していきたいというのが、私たちの狙いでもあります。

この京都というところで、地域のみならず方とローカルに関わりながら、日々の暮らしの問題を一緒に考え、解決していく、それを大学と地域とが一緒に取り組んでいく、そんなことをこのソーシャルイノベーション・コースで考えていきたい、ということをやってきました。

このコースを設けて十年ほどですが、多少なりとも学生を世の中に送り出すことができてきました。私どもの修了生の中から、地域での活動一つひとつは小さな活動ですが、しかしそれでもたくさんの方々に喜んでいただける、そんな活動をしている人たちが増えてきました。

たとえば、子どもたちがいろんな美術教育を学校の中で受けていますが、本当にいい物に触れさせたいということであれば、やはり美術館で優れた芸術作品に接すると。しかも、たとえば教室で学ぶように解説を受けながら粛々と見て回る、なんていう話ではなくて、もっと自由に身近なものとして芸術作品に触れ、自分たちの感性の中で自由に扱っていいような、そういう環境で子どもたちに美術鑑賞をさせたい。

例えば何億円もするような絵の前で、子どもたちが寝転がりながら、その絵をみんなで模写し合っている、「ここが面白い」「あそこが面白い」「自分はこれをこんなふうに描いた」などやっている。その中で本当に美しいものとは何なのかを学んでいく、実感してもらおう。それぞれの感じ方があるんですが、そういう美術鑑賞のやり方が、今少しずつですが、広がりは始めています。そういうことを授業にしている、そんな学生たちが修了生の中から出てきているということです。

あるいは、障害者の方々のための観光旅行業を興した者もおります。それから有機無農薬の農業を、まったく農家と関係ない学生が始めて、今有機農家として自立している、そういうケースもあります。しかも、自分たちが農家としてやっていくというだけではなくて、日本に有機無農薬の、本当にいい食材を提供できるような農業を確立したいということで、若者の仲間をたくさん作っていている。

がん患者の方々のための美容をしている美容師もいます。癌にかかると、抗がん剤等で毛髪が抜けます。女性の場合はとくに深刻な問題です。そういう方のための美容をどうしたらいいのか。それはやはり一人ひとりの生きがいや、生きる力そのものに関わっている。そういうところをお手伝いをするような、そんな仕事を興した学生もおります。このようにいろんな形で、ソーシャルイノベーションというものが、少しずつですが形になりつつある。

議会とイノベーション

このお話をすると、それだけで多分一日終わってしまいますので、このくらいにしますが、こんな活動を議会というところで考えてみた時に、「エッ、議会ってそんなことできるんだらうか」と、こういう疑問が出てくるかもしれないと思います。ただし議会も、こうした変化とか改革と無縁ではございません。地方議会は地方議会として、それぞれにいろいろなイノベーションを、これまでやってこられているわけです。

ある意味で、そうでなければ議会は議会としての役割を果たせていないはずです。ずっと同じ事をやり続けているのであれば、これは役に立っていない、ということでありますから、もういろいろなことになってしまおう。議会は議会として、常に社会との関わり、あるいはさまざまな機関との関係、他者とのかわりの中で、新しい試みをやり続けてきておられると理解しています。

その意味では、議会も常にイノベーションをしている。ただし問題は、こういう議会の改革は、本当に社会との関係で意味のある改革になっているのかどうか。いわばソーシャルイノベーションになっているのかどうか、これはやっぱり問われているのだらうと思います。改革をして議会が変わる、ということがあるとしても、それが議会の中だけにど

10面から続く

まっていれば、イノベーションをした値打ちが半分以下しかない、ということになります。

たとえば執行機関を変える、住民を変える、そして議会も住民とともに成長をしていく、それを通じて民主主義がさらに成熟をしていく、ということをやっている。初めて、議会のソーシャルイノベーションが成り立つ、そんなふうなことを言っています。そういう観点を言いますと、ソーシャルイノベーションでなければ議会改革をやっていく意味はないんじゃないか、と私は思っています。

今回の統一地方選挙でも、無投票当選あるいは投票率の低さといったことが、ずいぶん話題になりました。これまでの特に地方選挙での議会議員選挙が持っていた意味が、どんどんなくなってきた。まう、そして「議会はいったい何をしているのか」という議論が簡単に起きている、そういう状況があります。

そういう状況に対して、これまでの議会の改革というのはどうも、社会的な観点・住民の視点、あるいは地方自治の視点というものから外れた議会改革しかやってこなかったんじゃないか。その結果が今回の統一地方選、あるいはこのところの「議会批判」といった形で現れてきているのではないか。そんなふうにも思っています。



新川達郎 (にいかわ たつろう)

同志社大学大学院教授

1950年生まれ。早稲田大学大学院博士後期課程満期退学、東京市政調査会研究員、東北大学大学院助教などを経て現職。専門は公共政策論、行政学、地方自治論。各地の議会改革にアドバイザーなどとして関わる。

そうしますと、議会改革をソーシャルイノベーションとして進めていくということですが、これほど必要な時期はないんじゃないか。そんなふうにも考えて、今日お話をさせていただいているところで、ある意味で、議会改革は新しいフェーズに入っていくか、議会の存在意義も、「議会を変えよう」というみなさん方の動きも無駄になってしまおう。そういうところに来ているかもしれない、と思っています。

社会に開かれた議会改革へ 議会改革の新たなフェーズ

社会に開かれた議会改革というものを、どう考えていくのか。それが、これからの議会改革のポイントになっていくのではないかと。いわば受け身の議会改革から、どういうふうな社会に向かって発信していくような、別の言い方をすれば、攻めの議会改革に変えていくのか。そういうことで初めて、さまざまな議会批判にも真正面から応える、そういう改革になっていくのではないかと。

そうすることで本当に住民代表機関としての議会、そして地域社会や住民と共にある、共に成長できるような、そういう議会になっていくのではないかと。確かに日本の地方制度の構造問題―首長主義と呼んでおりますが―もあり、地方分権改革の中でも残念ながら、議会というのは多少置き去りにされてきたところがあります。なかなか議会独自の権限というものを考えにくい、そういう環境があることはあります。ただし憲法上もそうですが、議会は議事機関として、地方自治の本旨の第一に位置付けられていますし、法律上も議決機関として明確に位置づけられています。

その議会が、地方が大事な、地方分権の時代だと言われるこの三十年ほどの間でも、なぜか市民、住民の期待に必ずしも十分に答えられてこなかった。そして

これまでは議会改革というところ、たとえば議員定数を減らすとか、あるいは議員報酬を引き下げる、お金の使い方をできるだけ透明にしていくと、何かガラス張りとか、縮こまる話が多いように思いますが、それも確かに改革であることは間違いないだろうと思えますが、どうも内向きな理屈ばかりで議会改革をやってきたとしか見えない、ということでもあります。

目立つのは市長さん、知事さんたちの活躍、その陰で議会の影が薄い、そういう図式だったのかもしれない。そういう期待外れのところがある、さまざまな議会批判を呼び、それがいつの間にか「議会ってしょうがないよね」「信頼できないですね」という議会不信につながり、そうした議会不信は「まあ議会、もう関係ないですね」という議会への無関心に結びつき、さらにはこうした議会への無関心が「もうあっても、なくてもいいんじゃないですか」という議会不要論になってしまおう。

あろうことが、地方議会の議員さんの中にも議会不要論をおっしゃる、特に中堅、若手の方がいらっしゃるというものが、お話を聞くと「そうか」と言わざるを得ないところもある。なかなか悩ましいところがありました。そういう議会をどういうふうな社会的に意味のある議会にし、社会と共に議会が成長し、社会もそれと共に成長していくような、よい循環をどうやっていくか。これが大事なところだと思います。

ソーシャルイノベーションという観点からすると、こうした議会改革について一応、三つくらいのポイントで考えていくことができるんじゃないかと思っています。それは同時に、議会が本来持っている機能と密接に結びつく形で刷新、革新を起こしていかなければいけない、そういう意味です。

一つはやはり住民との関係をどういうふうに作り直していくのか、ということだと思います。議会というのは住民代表機関ということになっていますし、議員さん方も住民代表と思っています。しかしそもそも、その代表性をどう確保し、それをどう発揮していくのか。それをより具体的にどのよう議会議改革の中に位置づけ、実践していくのか、ということが問われていると思っています。

二つ目のポイントは、議会が議決機関であるということの大きな理由は、やはり政策形成に関わっていくところの役割です。そういう政策形成に関わる議会の権能の発揮ということを、どのようにより充実したものにしていくのか、より適切な機能発揮にしていくのか。それは直接、社会の問題に議会がどう関わっているか、

住民参加の観点からの ソーシャルイノベーションとしての議会改革

少しかいつまんで、こうした論点のいくつかをお話していきたいと思えます。まず住民参加との関係で、議会の改革をどう考えていったらいいのか、ということ。もちろん議会は住民代表機関として、住民に対するアカウンタビリティが求められていますから、会議の公開とか、あるいは会議録の公開、こうしたことが義務づけられるということになります。

最近ではようやく、議会の委員会等の公開も少しずつですが進み始めて、都道府県や大都市では当たり前になってきました。そうは言いますが、全部が全部そうではない、なかなか難しいところがあるんですが、こうした最低限度の公開性とか透明性は確保されるようになってきています。

また文書その他の情報についても、情

くのか、そして社会の側が議会にどう期待し、議会に行動させていくのかということ。別の言い方をすれば、住民と議員さんとの相互関係の中でお互いがイノベーションを起こしていく、そういうソーシャルイノベーションが重要ではないかと思っています。

三つ目は、議会が持っている地方自治体の運営に対するチェック、監視です。こうした監視機能の発揮を考えていくときに、単純に適正な行政運営をさせていくということよりもむしろ、自治体の運営そのものをどうやって市民のもの、住民のものにしていくのか。いわば社会との関わりの中で、議会のチェック機能をどう果たしていくのか。そういうところに視点が行くことで、議会の行政監視機能も変化していきますし、もう一方では市民や住民の側の議会や自治体に対する見方、視点も変わってくるのではないかと、そんなふうな考え方をしています。

報公開制度が適用されるという格好で公開性が確保される。また近年ではホームページあるいは議会広報、場合によってはインターネット放送やCATV等々を通じた議会のテレビ中継等も、行なわれるようになってきています。加えて住民との双方向のコミュニケーションも、多少ではありますが進み始めている。

こういう住民参加の観点で議会のあり方を考えていけば、当然、単に議会自身が変わっていくだけではなくて、同時に議会の質そのもの、そして議員さん方の考え方や行動の仕方も、住民の方々と共に変化をしていかざるを得ない。そこでは従来型の議会の行動の仕方とは違っていて、生のそれぞれの暮らしの様子を考えた、生のかさねるを得ない、そういう場がた

11面から続く

最近ではこうした住民参加を積極的に考えていく、理想に近づいているのか議論はありますが、少なくともそういう努力をしないといけない、とお考えの議会が、少しずつですが増えて来ています。たとえば、住民と対話する場づくりをやっておられる議会が、全体で言うとまだ三分の一くらいですが、できています。

議会報告会のようなものも全国各地で、今二割は超えたかと思いますが、進み始めています。また議場の場で住民の方々の声を直接聞く、特に請願や陳情の手続きの中で、住民に議会のなかで時間を設けて発言していただくような、そんなことも進み始めています。

パブリックコメントという仕組みがあります。国でも地方自治体でも重要な政策や計画、重要な法案については、このパブリックコメントを必ずやって、その結果を踏まえて最終的な案が決定される、こういう手続きです。そういうパブリックコメントを、行政だけではなくて議会も始めている、というところもあります。

このように議会の住民参加が進んでいるところもあるんですが、同時にもう一方で、議会の側の努力が空回りをしていて、そういうケースもいくつかあります。たとえば議会報告会を各地でやっておられますが、しばしばやっていきますと、だんだんおいでになる住民の方々が固定化する、さらには参加者の数が減っていく。

毎会期が終わった後に議会でどういう議論があったのか、住民の皆さん方に報告をする、その形式にとらわれてしましますと、当然面白くも何ともありませんから、よほど特定の議員さんや特定の会派に思い入れでもなければ、普通の市民は参加しない、特定の方だけが参加し続ける、そういう現象が起こりやすくなるのは当然想定できます。

しかしもう一方で、そういう議会の報告会でも毎回熱心に議論される、そして少しずつ世代交代やあるいは新しい人が入ってくる、そういう場にするのことに成功しておられる議会もあります。それは

やはり議論の場づくりや議論の継続性、そこでの討論の自身に関係するわけです。市民に自由に発言していただきながら、議会としてそれをどう受け止め、どう応えていくのかということに真剣に向き合っている、そういう場を作ること成功したところでは、たくさん市民の方々からの支持もいただきやすい、そういう報告会の場になるということがあります。

同様のことは、ほかの議会への住民参加の場面でも同じです。一番分りやすいのは傍聴です。議会の傍聴に行くというのは、特定の議案に関心がある時、それから特定の議員さんの質問がある時、そんなケースがどうしても多くなってしまします。これも傍聴という形式で、いわば議場の秩序を乱さない形でしか議会に関われない、そんな面白くも何ともないわけで、誰が行くかという話でもありません。

たとえば北アメリカの議会、特に地方議会では、議員さん方の議論の後に、そこにいる市民から直接の質問やご意見を

議会の政策形成と

ソーシャルイノベーションとしての議会改革

同様のことは、議会の政策形成についても言えるかと思えます。今、議会改革はいろんな形で進んでいますが、実際に議会が議会として独自に政策の問題に関わるというのは、それほど多くはありません。たとえば議員提案条例とか委員会提案条例は、実際やっておられるのは全国で一割くらい。しかも市民生活に直接影響があるような、要するに政策型の条例と呼ばれるようなものを制定しているケースは、本当に少なくなっています。

全国的議会でも、毎年そういうことができていくところは、ほんの数パーセントにとどまっている、そういう話です。議会での政策提案や政策審議を進めていくという動きは、確かに出てきています。ただ一挙にはなかなか行きません。

聞く時間を持っているところが比較的多い。そうやって主権者住民が発言する機会を作るのが当たり前、と考えられているところもあります。そういう機会があれば、(参加する市民の) 勢いも違えますよ。

ある意味では、市民の信頼を議会がどうやって取り戻していけるのかということが、改めて問われているということだと思います。それにはやはり、議会の側からどういふふうなアクションを起こしていけるか、ということがポイントになります。その時にこうした住民とのコミュニケーションをお互いに信頼感を増すことができるような、相互に理解ができるような、そういうコミュニケーション関係を作れるかどうか。

それが議会のソーシャルイノベーションでもあり、住民の中にも議会に対する見方を変えていくイノベーションが起ることを意味している。そういうふうな考えていかなければいけないのではないかと、思っています。

それ際しても、まず政策問題を議会がきちんと議論ができるには、そうした政策問題への対応の第一歩として、国会の場合も大体八割が閣法―内閣の提案の法案になるわけですが、自治体の場合も85%ぐらいが執行部提案なんです、それをまずはきちんと審議をする、そういう力を持たないことには話にならない、ということでもあります。

残念ながら、こうした執行部提案に対して実際にそれを修正した経験があるか、ということだけで見ても、あんまりないというのが現状ではあります。修正案を提案して可決した、そういう経験が一件でもある議会は、毎年大体一割にとどまっている。予算の修正になりますと、ますますありません。しかし少なくとも

そういうところから、議会の自己改革が始まっていくのではないかと。

いっぺんに何もかも、というのは大変です。だからといって何もやらないということではなくて、きちんと議論をしていく、そして政策に関わる審議をする能力をつけていく、そういうことが重要ですし、社会との関係の中でその力をつけていくことが重要かなと思っています。

特に執行機関に比べれば、議会の政策形成能力は組織的にも、人材、資金の面でも当然大きく劣っています。どう考えても、巨大な官僚組織を抱えている執行機関が、その組織の力をフルに活用して情報を収集し、政策の提案をしていくのに比べれば、はるかに議会としてやれることの範囲は小さいわけです。しかし全体の量としてはそうなのですが、その量が必ずしも一つ一つの政策の質にそのまま反映されるというわけではない、ということとは強調しておきたいと思えます。

つまり議会として住民のニーズを的確にとらえ、議会のそれぞれの専門性を活かして、議員さんお一人お一人の能力をフルに活かしていく、そういう政策提案になってくれば、その一つ一つについては決して、執行部提案に劣るといえることはないと思えます。そういう例も、これまでたくさん拝見させていただいています。

ただし残念ながら、そこまでの人手も時間もそう余裕はありません。いつもそれをやっているわけにはいかない、ということがあります。そうした時にもっとも市民との関係、住民の皆さん方との協力、連携関係を作って、その力を議会活動の中に生かしていく。また議会でのそうした活動を通じて、市民の方々により多くの政策的な成果を還元していく。そういうことを考えていかなければいけないんじゃないかと。

部分的にはそうした市民と議会、議員あるいは会派の方々との連携が進んでいる例もあります。そうした意味でのソーシャルイノベーションが、議会の中でも起こりつつあるのではないかと考えています。

議会の監視・政策評価と
ソーシャルイノベーションとしての議会改革

大きな三つ目として、監視機能というお話をしました。議会の監視機能という時に、よく誤解されていますのは、悪いことをしてそうな奴を懲らしめるということか、見張る、あるいは警察のような役割を果たすと、議会の監視機能を理解しておられる方がいらっしゃると思います。これは明らかに間違いです。

確かに議会にも検査、検閲権限があります。国ですと国政調査権という言い方をしますが、これらの調査権はあくまでも、議会としての調査権の範囲にとどまらず、たとえば警察権力が持っているような捜査権が、議会に与えられているわけではない。また捜査のために逮捕して尋問をするなんていう権限も、議会にはありません。こうした警察的な機能を議会に期待する、というのは明らかに間違いです。

議会がやるのは、地方自治体の運営が本当に住民のためになっているのかどうか、そしてさまざまな事業が、本来の主旨目的に沿って適正に運営されているのか、ということについて、しっかり監視し評価し、そして修正が必要であればそれを提案していく、そういうところに本来の議会の監視機能があると申し上げておきたいと思えます。

側でもいろんな政策評価とか事業評価がされるようになってきています。そういう評価を参考にするだけでも、議会としての突っ込みどころは山ほど出てくる。そういう評価を議会としてもうまく使いたく、監視機能を果たしていく、ということでもいいのではないかと。

加えてこうした評価を通じた監視機能をきちんとやっていくとすれば、その評価は本来誰が、誰のためにすべきかということができてきます。議会ももちろんこうした監視の役割、権限はありますが、最終的にはこれはやっぱり住民の権利としてあるわけです。自治体の運営について住民が評価し、そして今の民主主義は間接民主制中心ですから、選挙を通じてその評価の結果を反映させるといことになり。ただし住民と議会との関係が、この評価と監視について適切に結びついていけば、議会が市民とともに評価を進めて、それをベースにした監視を一緒にやっていく、そんな機会も増えていくのではないかと、思っています。

いびいびい例外的なケースですが、こうした評価を専門にする市民団体と議員さん方が、一緒に評価の試みをされるというようなことが、岩手県や三重県の一部でやられています。まだまだこれからです。こうした監視や評価の面でのソーシャルイノベーションも、これから考えていかなければいけないのではないかと、思っています。

最近では国もそうですが、執行機関の

議会から民主主義の回復を

今日は、議会改革というものをソーシャルインベションという観点からどう考えていくのか、そして議会自身がその変革を社会の中にどう広げていき、そしてまた社会の変化が議会を変え、そのことを通じて民主主義そのものがインベションされていく、そんな姿が描けないかということ、お話をさせていただきます。

そうした大目標のところまで行きつつかどうか、なかなかわからないんですが、少なくともそうした民主主義的な議会のあり方を少しずつでも実現していく、そういう努力はしていかないといけないですし、そういう模索が始まっているのではないかと思っています。

特に地方議会の場合、議会での会議の議論やその中身が、市民には極めて形式的に見えないということがあります。たとえば、この案件についてどの議員さんが賛成したか、反対したかを公開しておられるところは、全国の議会の三分の二くらいです。つまり三分の一は誰が賛成し、誰が反対したか、まったく明らかになりません。こんな無責任な話はないんですが、そういう習慣でこれまでやって来られている。少しずつですが、そういう改革は進み始めています。それから、会議規則というのがあって、どういった質問のしかたをするのか、どう

12面から続く

いう順番で応答して行くのか、そういう会議の議論のしかたが事細かく、定式的に決められています。私たちが普通議論をする時には、ある場合には長く喋り、またある場合には厳しくやりとりをするというように、いろんなパターンが考えられますが、なぜか日本の地方議会では、そうした自由な議論はなかなか許されず、ということがあります。

でも討論ができない議会って、これは民主主義の議会でしょうか？ という問いかけでもあります。議員間で自由に討議をする、そういう時間を作りましょうという動きが一部の議会で進み始めています。全国でいうと15%くらいなんです。通常の会議規則にしたがった、たとえば一問一答でも、一括質問一括答弁でもいいんですが、そういう時間のほかに、別枠の時間を取って議員同士で自由に意見交換をする、そういう時間をお作りになるところが、少しずつですが増えてきています。

こういったふうには、会議のしかたそのものを変えていく。また会議をより開かれた、効果的で効果的なものに変えていく、そういう試みも少しずつですが、進み始めている。そういうところに、これからの議会における民主主義の回復、それが市民の議会に対する見方、そして市民自身、住民自身の行動のしかたも変えてい

く可能性はある、そんなふうには考えています。

そのためにも今全国で七百くらいの地方議会、全体の四割ほどが議会基本条例を作って、議会の基本的なあり方、住民参加のやり方、また議会の議決の考え方や議論の仕方等々について条例化しています。一般的抽象的に止まっているところもありますし、ある程度具体的に作りになっているところもあります。こうした議会基本条例の制定も、少しずつですが進んできている。

こういったことを通じて、議会改革というものが、ひょっとするとこれからの地域の民主主義をもう一度作り直していく、そういう雰囲気づくりに貢献するところもあるんじゃないか。それがまた議会そのものを変えていく、そしてより本来の役割に近いづくっていく、そういうことに結びつくのではないかと考えています。外に開かれたソーシャルインベションとしての議会改革が進められる場合には、その地域の民主主義もインベションを起している可能性があるし、そういうことを少しずつですが、進めていかなければならないかと思っています。

そんな難しい話ではなくて、議会がその地域の問題にもっと敏感になると。

討議

議会改革と民主主義のインベション

隠塚 京都市会議員の隠塚です。基本的な立場としては、本来直接民主主義があるべきで、それができないからこそ間接民主主義を採っている、というところに足場を置かなければいけないと思いが、活動させていたと思っています。

本来なら一人一人が地域のことに関心を持って、自分たちで協議して、そしてまとめるって決まるんだらしたら、それがいちばんいいことですね。昔の小さな共同体ならそれができていたのが、だんだん大きくなって、全員集まって決めることができない状況になったから、

単に要求を伝えるというブローカー的な議員さんではなくて、住民、市民と一緒に考える、一緒に議論をする、そしてそれを議会の中で議論していく。そういう議員さんが増えること、そういう議会が増えることで、民主主義のインベションが起ってくるのではないかと考えています。

それは住民参加の機会—議会報告会とか、さまざまなパブリックコメントの提出など、いろいろな機会がありますが、そういうところでも住民と議会との関係を変えたいということになります。それぞれのお互いに対する考え方も、変えていくことになると思っています。

住民自治というものをどう議会が実現していくのか。その時に一人一人の住民の皆さんの権利をどう議会が受け止めるか。そしてそれにもとづいた議会の権限を、どうよりよく発揮していくのか。そのことが民主主義のインベションに近づきますし、ある意味では低投票率や無関心、政治不信など、議会に関する多くの問題を解決し、信頼を回復していくうえで、迂遠かもしれませんが、重要な機会になっていくのではないかと、そういうふうにも感じています。

間接民主主義で誰かに意見を託して、議会という場で議論してもらって結論を出していく。

ではわれわれ議員はどこまでそのことを認識しているか。住民参加の議会を作るために、これまでの行きがかりなどにとらわれずに、どこから足掛りを作っていくか、そういう思いで会派としても取り組んでいるところです。

例えば事業仕分けについても、ほかの政党からは「そんなことは予算委員会、決算委員会ですべて済ませよう」という話も出てきました。でも「本

当ですか」と。限られた時間の中で議論するとすると、一年間の中で際立ったものばかり、あるいは新しい事業にはかなり目が行く。でも継続的な事業こそ、本当に当初の政策目標にもとづいて事業がなされているか、職員の人たちにも意識改革を迫っていかないといいけない。

ところがそれだけの時間を、決算委員会と予算委員会とこれかといったら、できないんですね。だからこそ、一つの事業について二十分か四分か、改めて時間を取ってやる。そうしたら職員の皆さんも、本当に政策目標に合ってたかどうか、何となく感じるところもあるわけです。また市民のみなさんにも、こうして事業を取り上げることによって、「市はこんな事業やってはるわ」「毎年やってはるな」「これ意味あるやろかな」と思いつつ、もっと関心を持っていただく。こういったところも、この事業仕分けの意味じゃないかと思っています。

議会の予算、決算を否定するわけではありませんが、それは役割が違うところ、こういうものをやっていくことの必要性を、他の会派に対しても働きかけるんですが、なかなか理解が進まないのが大変残念な状況です。

また本会議が注目をされるわけですが、じつは委員会審議が重要で、例えば四月一日から施行している客引き禁止条例も、本会議では何の修正もなく通っていますが、しかしそこに至るまで、委員会では時間をかけて審議し、提案もしているわけです。

最後に本会議に出てきた条例案がそのまま可決されることで、議会があまり関与していないように見えてしまうんですが、そこに至るまでの委員会審議はけっこうやっている。そういうところは、僕らももっと発信しないといけないんですが、そういうことをよく理解いたした中で、市民の立場に立った意見が出されているかどうか、みんなに知っていただく、そして議会が必要なお金が議論されているのか、そういったところを判断いただけないようにしていかないといいけないんじゃないか、と思っています。

通年議会にしたことを含めて、京都市会はさまざまな取り組みをしてみました。ただ残念ながら京都市会の住民参加度の評価は低いですね。早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革ランキングで二年連続9位だったんですが、低いのは住民参加で、これはたとえば議会報告会が正式には実施されていなかったり、市民の方々が参加する機会がなかなか京都市会の中には担保できていないところを、より進めていかなければいけないと考えています。

新川 事業仕分けを、議会として積極的に進めておられるのは、存じ上げております。

ただポイントやはり、議会として評価していくという視点を継続的、持続的に持ち続けることが大事です。たとえば監査委員という仕事があります。これは一年ないし二年のスケジュールで全部の部門を回っていく、そういう仕方でお金の出し入れが中心ですが、おやりになります。議会も確かに非常に忙しいですし、組織的にも大変なんです。こうした評価の機会、あるいは事業仕分けの機会を、自治体の仕事の全方位に渡ってきちんとされていくということが、これから大きな課題になっていくだろうなと思っています。

その時にどういった手がかりで考えていくのか。隠塚議員からありましたが、決算委員会をどううまく使うか、これがポイントかなと思っています。決算というのは今のところ、一週間ぐらい各部門の報告を受けて、決算承認議決で終わりになるのが多いわけですが、もっともっとそこで評価的な議論ができるはずなんです。

とことによっては最近、決算委員会そのものを通年化しよう、それから予算委員会と一体化して、一年を通じて予算と決算の議論を継続して連続的にやっていくところもあります。もちろん執行部側は大変なんです。評価の議論とお金の議論をセットにして議論していく、そういう視点も、これから出てく



隠塚功 (おんづか いさお)

京都市会議員

1963年生まれ。早稲田大学卒。民間企業勤務後03年京都市会議員に初当選、4期。民主党京都府連でローカルマニフェスト「京都スタイル」のPDCAサイクルに尽力。2010年マニフェスト大賞優秀賞。京都市会副議長など。

<http://www.onzuka.net/index2.html>

13面から続く

るのではないかと思っています。

委員会の審議の話もいただきました。実際の委員会審議も、京都市会のように熱心に行っておられるところがある一方で、きわめて形式的に、執行機関との説明のやりとりだけで終わってしまうようなところも多い。ここは議員の皆さん方の意識と同時に、住民の皆さん方の目線が入っていかないと、なかなか議会の本来の機能、とりわけ委員会制度を採る意味がなくなってくる。このあたりはぜひ、それぞれの議会について、しっかり検証してみたいだけばと思っています。

それからもう一点だけ、直接民主主義のお話をされました。もちろん民主主義の仕組みそのものは、古代ギリシャ以来の伝統からすれば、市民の直接参政ということが基本です。ただし同時に現代の民主主義は、少なくとも中世以降、私たち一般市民がどういふふうな権力を自分たちのものとして、王様に勝手をさせないか、ということが発達してきたという経緯があります。そのため重要な手立てとなったのが議会であり、議会の立法権でした。

そういう歴史も踏まえて、議会の役割は単に直接民主制の代替手段ということだけではなく、私たちが作り上げてきた民主主義の重要な仕組みの一つだということ、お考えいただければと思います。議会改革に関わった経験をお話ししますと、三年ほど前に、滋賀県議会の議会改革をお手伝いしました。当時は嘉田由紀子さんという女性知事で、非常に人気が高い、ある意味では議会と真っ向から対立をする、そういう知事さんの時代でした。県民の圧倒的な支持を受けている知事に対して、議会はどういふふうに対応していくのか、そのために議会はもっともと変わっていくか、という話がありました。

その時に、議会だけではどうも変えられないということ、議長のもとに議会改革会議を設置され、そこに外部の人間も私も含めて専門家、有識者と言われる六人のメンバーが入って、議会改革の

提案を作成させていただいたことがありました。

県民世論調査をさせていただいて、改めて県議会がいかにか県民から離れた遠い存在かということを確認させていただき、その上でどういふ関係を作っていくのか、報告を出させていただきました。その後どこまで改革が進んだのか、についてはなかなか難しいところもあるんですが、部分的には私どもの提案にしたがって、少しずつですが会議の改革や、委員会審議の改革等々もやっていただいていると思います。

なかなか議会報告会を各地域で連続的に、というふうなところまでいかないのですが、少なくともそうした外の目が入ること、議会そのものの意識も、それから改革のスピードもがんばってやっておられる。そういうケースもあるということ、ご報告させていただきました。

隠塚 議会に対しての取り組みが、先生が言われたように、内向きになっているところが多分にあると思います。またそこが何か「売り」のように思っているのが、これまでじゃないかな。改めて何のために議会を改革するのか、そして市民のみなさんに議会に対して関心を持っていただくか、その意識を変えていく必要があると思います。

この間の第八回大会でもそうでしたが、例えば今回の安保のこと、言ってみるとある意味危機と感ぜられて動くところがあったのは事実ですが、通常から自分たちの地域のことを考える状況を作る、ということが大変重要であって、そこに議会としても、個々の議員としても、どうやって関わっていくのか、ということを考えていかなければ、本当の意味での回答には至らない。

一人ひとりの問題は違いますが、そこを起点にさまざま話をし、それを共有し、あう中で、新たなものを生み出していく、こういうことが日本中いろいろなところで生まれて来ている、そういう事例も相馬市長はじめ、いろいろな方々から報告があったのが、第八回大会だと思ってい

ます。

今抱えている課題がいっぱいあり過ぎて、だからご実目は目をつぶっているところっていっぱいあると思つんですよね。でも改めて一つ一つ自分たちが置かれている状況について生活、仕事、何でもいいんです、そこにちゃんと目を向けていくと、おそろしく「このままではいけない」「自分が何か動く必要があるんじゃないか」と感じられるところでしょう。

それを口にする、今の時代というのは意外と同じような思いをしている人も、それに対しての取り組みのきつかけもある。シールズの話もそうですが、要は自分が動いていると、それがいつの間にか広がっていくという実感を得られる状況が、生まれているんじゃないか。自分が発言することによって、何かを変えられるんじゃないか、ということを実感している人が増えてきているからこそ、その思いがある人は発言するようになっているんじゃないかな、と思っ

ます。大きな問題だけじゃなくて、自分たちの生活の中で感じているところを、どうやって同じような境遇の人たちを巻き込める企画を作っていくのか、そこにわれわれ議員は、どうやってコミットしていくべきか、考えていかなければいけない。もちろん、われわれから発信していくことも重要なことだと思いますが、むしろ皆さん方お一人一人が自分たちのこととして手を挙げる、そういうところにわれわれが、政治家とか政党ということを抜きにして関われる環境ができていくことが、本当の意味で民主主義にとって重要なんじゃないか。

そういうところで議論して話し合える、それによって地域の問題についても社会問題についても真剣に考えられる、だからこそそれを理解する政治家を、どうやって応援しようかという動きが出るんじゃないかなと思います。

(7月20日。タイトル、小見出しとも文責は編集部)

1面から続く

間を、何によって維持し強めていくのか。復古主義的な価値観やナショナリズムによってか、それとも戦後日本の自由と民主主義、平和憲法の理念という「未完のプロジェクト」(SEALDs)を受け継ぎ、次の世代に引き継いでいくことによ

あるいは、東京一極集中システムにさらに地方を従属させ、地域を喪失した愛国心を高めることによつてか。それとも生活領域としての地域と、そこにおける自治・コミュニティの再構築を起点に、郷土愛・国益・地球益を再構築することによつてか。

例えば、沖縄出身の記者はこう述べる(毎日「記者の目」)。

「(新人記者として青森支局に着任し、三沢の取材を続けてきた)戦後、米軍進駐による基地建設ラッシュの人口増で栄えた三沢と、米軍の「銃剣とブルドーザー」と呼ばれる土地強制接収があった沖縄では出発点が異なる。だが一方で、『基地は

国策』『基地と共存共栄』という先入観が一種の『思考停止』状態を生み、三沢の将来を語ることを妨げている。そんな気もしてならないのだ」「集団的自衛権を含む安保関連法案が審議されているが、その『現場』を担うのは、大半が基地を抱える地方だ。国会だけでなく、地方でも基地問題を議論する。なぜ基地が必要なのか。基地の存在に左右される自治体よりののか。跡地の将来像は――。その議論は間違いなく、日本が直面する安保議論を深めることにつながる」

辺野古の商工会長は、持続可能な地域づくりとしてこう訴えている。

「私はウチナンチュであると同時に日本人としての自意識も持っています。国防や国益論を前面に打ち出して『辺野古に基地が必要だ』と言われたら、それを全否定することはできません。とはいえ、基地が来るなら来るで、土足で来られるのは困ります。珊瑚をつぶして海を埋め立てる。騒音被害を撒き散らすオスプレイを配備する。

誰が見たって、心情からいうとそれは来てほしくありません。そのうえで私は辺野古の商工会長としての立場から『どうせ基地が来るのなら、若い世代が定着して、未代までここで暮らしていけるようなまちづくりを目指してほしい。そこはちゃんとしてくれよ』と言いたい。それだけの話なんです」

「われわれ地元人間が『条件付きで』基地を受け入れる――それは当然『条件』(引用者)持続可能なまちづくりのための条件)の方に重きが置かれているのですが、なかなかそうは受け取ってもらえないんです。辺野古の町をどうしたいんです」と声を挙げた途端に『じゃあ移設はOKってことですね。』と、条件の話がうやむやになっ

てしまつ。そういうことの繰り返しで今日に至ります。いま本当に私たちが望んでいるのは、オール・オア・ナッシングにこらわれない、辺野古の未来につながる議論です」(飯田昭宏・辺野古商工社交業組合会長 <http://politix.jp/features/7/article/407>)

戦後日本の自由と民主主義という「未完のプロジェクト」の諸問題―安全保障・アジア外交、地域づくり、持続可能な経済、エネルギーを当事者性で考え続ける―凡庸の善の関係性、場づくりをさらに進めよう。対立と分断ではなく、自治と連帯による未来を。

□日程のお知らせ□

- ◆「日本再生」読者会・東京(会費 無料)
 - 8月2日(日) 午前10時より
 - 「がんばろう、日本!」国民協議会事務所(市ヶ谷)
- ◆越谷「日本再生」読者会(会費 200円)
 - 8月10日(月) 午後7時より 白川秀嗣事務所
- ◆船橋「日本再生」読者会(会費 300円)
 - 8月26日(水) 午後7時より 船橋北口みらい図書館
- ◆北九州「日本再生」読者会(会費 500円)
 - 8月12日(水) 午後7時より 小倉商工会館
- ◆京都・青年学生読者会(会費 無料)
 - 8月4日(火) 午後7時より 同志社大学寒梅館
- ◆大阪「日本再生」読者会(会費 500円)
 - 8月6日(木) 午後7時より ドーンセンター

*** 以下は事前のお申し込みが必要です ***

- ◆シンポジウム テーマ「外交 安全保障 国際関係」
 - 10月18日(日) 午後
 - 会場(調整中)
 - パネラー／中西寛・京都大学教授、李鍾元・早稲田大学教授、川島真・東京大学准教授 ほか
- ◆シンポジウム in 京都
 - 「地域経済を起点に持続可能な経済を展望する」(仮)
 - 11月14日(土) 午後
 - 会場(調整中)
 - パネラー／岡田知弘・京都大学教授 ほか

■問い合わせ 03-5215-1330